

一九八〇—一九〇年代における日米同盟の制度化

——相互不安と反軍主義の視点から——

趙 上 元

はじめに

一 先行研究と分析枠組み

(一) 先行研究の批判的考察

(二) 分析枠組みの構築

二 一九八〇年代における日米同盟の制度化

(一) 一九八〇年代の時代的背景

(二) 日米同盟の制度化の進展・軍事協力

(三) 日米同盟の制度化の要因

(四) 総合的考察

三 一九九〇年代における日米同盟の制度化

(一) 一九九〇年代の時代的背景

(二) 日米同盟の制度化の進展・公式性と軍事協力

(三) 日米同盟の制度化の要因

(四) 総合的考察

おわりに

はじめに

人類の歴史は紛争に満ちた歴史だと言えよう。過去の紛争はまた次の紛争の火種となり、このように争い続けてきた。しかし、完全なる動物とは違って、お互いの暴行を反省し、平和協力の道を探ることこそ、我々が文明のトーチを持って進んでいる証である。日本とアメリカ合衆国（以下、米国）とはかつての敵国であったが、今日の「不動の同盟国」となり、和解の力を見せている。⁽¹⁾現在の日米同盟は、日本の自国安全のためのみならず、周辺地域における抑止力として機能し、地域の諸国に安心供与の公共財としての役割を果たしている。⁽²⁾

サンフランシスコ講和条約締結七〇周年の現在、日米同盟は高度の制度化ができている。最近の進展として、あらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処する同盟調整メカニズム（ACM）と、緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能にするための平時において共同計画の策定を実施する共同計画策定メカニズム（BPM）がすでに設置された。⁽³⁾日米同盟は、かつての日英同盟や日独伊三国同盟などの日本が締結した同盟よりも、制度化が遥かに進んでいる。ただし、日米同盟はサンフランシスコ講和後からすぐに結成されたわけではなく、最近までは「日米同盟はいつから始まったのか」などの質問が常になされている。⁽⁴⁾

確かに、長い間に日米安保体制には軍事同盟としての実質が欠けている。日米同盟の実体化のきっかけは、米中接近というニクソン・シヨックやベトナム戦争における米軍撤退によるサイゴン陥落であった。その影響で、一九七五年八月における三木武夫首相とフォード（Gerald Ford, Jr.）大統領との会談で、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、安保条約）の円滑で効果的な運用のための協議が提案され、その後の坂田道太郎衛庁長官とシュレンジャー（James Schlesinger）国防長官との会談で、防衛協力機構の設置が決定した。一九七六年七月、

日米安全保障協議委員会（以下、SCC）の下に日米防衛協力小委員会（以下、SDC）が設置された。一九七八年一月に安保条約に基づく日米協力を具体化するための「日米防衛協力のための指針」（以下、ガイドライン）が策定された。⁽⁵⁾ こうして、安全保障協議のほか、共同作戦の計画や行動のための軍事組織が成立し、日米同盟の内実がより充実してきた。

では、日米同盟はどのように「歴史上最も成熟した二国間関係の一つ」となっていたのか。世界情勢が幾度も変化したにもかかわらず、日米同盟は制度化の向上を通じてより固い絆を結んできた歩みとその原因を明らかにする必要がある。この問題を解明する先行研究に、吉田真吾の研究が挙げられる。彼は一九五〇年代後半から一九七〇年代後半にかけての日米同盟の制度化を対象として、その進展を一九五五年～一九六二年、一九六二年～一九六八年、一九六八年～一九七一年、一九七一年～一九七三年、及び一九七三年～一九七八年といった五つの時期に分けて、それぞれの時期における日米同盟の制度化の様相と原因を考察している。そして、日米同盟の制度化に影響を与える要因として、日米両政府間の相互不安と日本の国内社会の反軍主義が挙げられている。つまり、日米間の相互不安は日米同盟の制度化を促し、日本国内の反軍主義はそれを抑制したのである。

では、一九八〇年代以降において、日米両政府の相互不安が持続しているままなのか、日本の国内社会の反軍主義が低下している中で依然として日米同盟の制度化に大きい影響を及ぼしていたのか。また、彼の研究に反軍主義の抑揚は説明されているが、相互不安の程度に変化があったのかに対する説明が不足である。そこで、本稿では相互不安の程度の変化を念頭に置きながら、吉田が提示している理論が一九八〇年代から一九九〇年代にかけての日米同盟の制度化にも当てはまるのかを検証したい。

上述の問いに対して、本稿は「一九八〇年代から一九九〇年代にかけての日米同盟の制度化は、主に日米両政府間の相互不安によって引き起こされ、もはや日本国内の反軍主義には強く影響されていない」と主張する。それを検証

するために、日米同盟の制度化が緩やかに進展していた一九八〇年代とそれが急速に進展していた一九九〇年代を分析対象として、似たような反軍主義の低かった両時期における相互不安の程度が日米同盟の制度化にどのような影響を及ぼしていたのかを見ていく。そして、日米両国の政策当局者の相互認識を分析するために、外交文書やオーラル・ヒストリーなどの一次文献を使用し、世論調査や日本社会党（以下、社会党）の議席数やその方針の動向をモニターすることによって、当時の日本における反軍主義の消長を解明する。

以下において、第一章で日米同盟の制度化に関する先行研究に対する批判的に検討したうえで、本稿の問いを提示し、分析枠組みを説明する。第二章と第三章では、一九八〇年代と一九九〇年代の日米同盟の制度化を分析対象として、それぞれの時期における同盟の制度化の進展を確認しつつ、その影響要因を日米両政府間の相互不安と日本国内の反軍主義という二つの側面から検証を行う。

一 先行研究と分析枠組み

本章では、本稿のテーマである日米同盟の制度化に関する先行研究をまとめ、それを踏まえて本稿の問いを提示し、そして分析枠組みを構築する。第一節で、日米同盟の制度化を研究対象とする吉田真吾の研究を批評し、その問題点を引き出す。第二節で、上述の問題点を踏まえて本稿の研究デザインを述べる。

（一）先行研究の批判的考察

本節では、日米同盟の制度化を研究対象とする吉田真吾による『日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程』を詳しく紹介し、その研究の中にある問題点を踏まえて本稿の問いを引き出す。まず、吉田研究の問題意識、主張、お

よび具体的な論証内容を述べる。そして、その独立変数の変化の大きさ、および独立変数の包摂性、モデルの持続性という三つの疑問点を投じて、本稿の問いを提示する。

1 日米同盟の制度化

日米同盟に関する理論的研究には日米関係全般を説明する同盟のジレンマの段階論⁽⁸⁾と、冷戦後の日米同盟を説明する責任転嫁理論⁽⁹⁾が代表的である。前者は一九七〇年代を境にして、それ以前に日本にとって巻き込まれる不安が強かったが、その後に見捨てられる不安が強かったと論じている。デイフェンシブ・リアリズムのバンドワゴン理論に依拠し、日本が対米バランスिंगをせずに、日米同盟をより緊密なものにしてきたことを説明している。しかし、これらの研究においては日本側による同盟の公式性を高める努力が議論の射程に入っていないので、「同盟の制度化」の概念を導入する必要がある。

吉田による日米同盟の制度化に関する研究は、二つのカテゴリーの先行研究から問いを出している⁽¹¹⁾。まず、日本が日米同盟を必要とする研究の中で、理論的研究として、コンストラクティビストは日本社会に深く根付いた「反軍主義規範」から、制度論者は日本憲法などの国内諸制度から日本が「軍事大国化」しない原因を説明している。だが、吉田は、これら静態的な議論では日米同盟の制度化という動態的な問題を説明しきれないと指摘している。そして、動態的な「責任転嫁論」によれば、米国に依存する日本は米国の支援だけで外部の脅威に対抗することができない場合に日米同盟を強化する。しかし、吉田は、この理論は米中和解と米ソデータントという「二重のデータント」の時期における日米同盟の制度化を説明できないと論じている。また、歴史研究として、「自主防衛」路線下優位だったはずの一九六〇年代中盤から一九七〇年代初頭にかけては、日米同盟の制度化は依然として進んでいた。

以上の問題意識を踏まえて、吉田は一九五〇年代後半から一九七〇年代後半にかけての国際環境の変化を契機とした日米両国の政策当局者の相互認識の変化に着目することで、日米間の安全保障関係の発展や深化の過程をたどり、

当該期に日米同盟の制度化が進んだ要因を明らかにした。つまり、日米同盟の制度化は、日米両政府間の相互不安によって促進され、日本の国内社会の反軍主義によって抑制されたのである。⁽¹²⁾

具体的には、「日米両政府の相互不安」と「反軍主義」を軸として長期的にみると、大別して三つの期間に分けられる。⁽¹³⁾①一九五五年から一九六四年頃までの時期に、日米両政府の相互不安がまだ不明確な中で、日本国内の反軍主義が高まり始めたので、日本の国内社会における反基地感情などの相互不安以外の要因が同盟の公式性を促進した。②一九六四年から一九七五年頃までの時期に、日米両政府の相互不安が明確になったが、日本国内の反軍主義が高揚しており、同盟の公式性が高まりながら軍事協力が挫折していた。③一九七五年以降の時期に、日米両政府の相互不安が持続しつつ、日本国内の反軍主義が弱まっていたので、同盟の公式性と軍事協力の両方とも進展した。

2 批判的検討

この研究には三つの疑問がある。第一に、大きな変化が起こっていなかった相互不安では、いかに因果関係を説明するのか。吉田によれば、三つの期間に日米同盟の制度化の進展が進んでいた時期もあれば挫折した時期もある。これらの従属変数の変化は主に日米間の相互不安がもたらしたものではなく、日本国内の反軍主義の抑揚の影響を強く受けた結果である。そして、「日米同盟の制度化の第一期」に日米間の相互不安がまだ明確となっていなかったため、当該期における日米同盟の制度化が日米間の相互不安に由来するものではないことは明らかである。日米間の相互不安が日米同盟の制度化にいかなる影響を与えていたのかについては、吉田は論著で膨大な史料に依拠しながら詳しく解明したが、この構図は理論的枠組みとして論理性に欠けているといえよう。

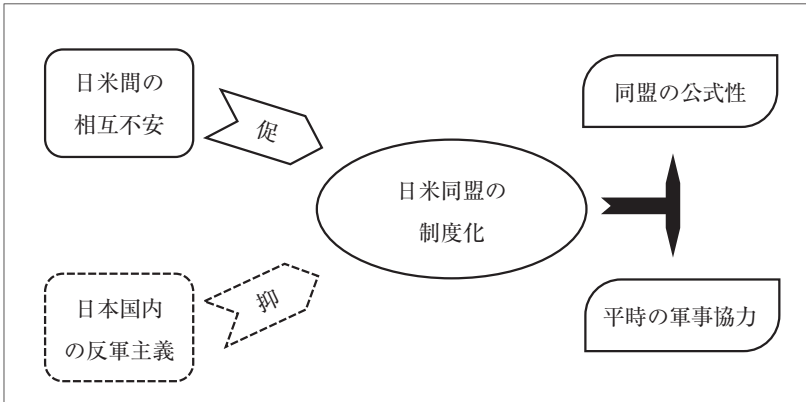
第二に、なぜ日米間の相互不安が常に存在しているのかを明らかにしていない。吉田の理論によると、日米同盟の制度化が日米間の相互不安を解消する手段である。そうすると、日米同盟の制度化が進むにつれ、相互不安も少しずつ軽減されていくはずである。時代の変遷とともに、既に現れた相互不安が解決されても、新たな相互不安が出てく

ることは考えうるのであるが、それは、相互不安が時代背景や国内外の政治的条件によって変わっていることを意味している。つまり、日米間の相互不安は非対称同盟関係に由来するもの、もしくは一般の同盟でも避けられないジレンマといったもつと根源的なものであれば、日米同盟の制度化の原因は相互不安のみならず、その根源的な要因も検討した方がいい。当然、吉田が提示した理論においては、様々な時代背景や国内外の政治的条件が引き起こした心理的效果を日米間の相互不安に帰納しているので、洗練した理論で問題を説明することができるのである。ここで、いわゆる「相互不安」の包摂性をさらに検討する必要がある。

第三に、吉田が提示している理論が一九八〇年代以降の日米同盟の制度化にも当てはまるのか。吉田は、論著の終章で日米両政府の相互不安が持続する一方、日本の国内社会で反軍主義が低下している時期を「日米同盟の制度化の第三期」と定義し、一九八〇年代以降もこの第三期の延長線上にあることを示唆している。吉田の研究課題の射程が一九五〇年代後半から一九七〇年代後半にかけての時期なので、彼は一九八〇年代以降における日米同盟の制度化を概観したが、詳細な実証研究が行われていない。では、いわゆる第三期の延長線上にある一九八〇年代以降において、日米両政府の相互不安がずっと持続しているままなのか、日本の国内社会の反軍主義が低下している中で依然として日米同盟の制度化に大きい影響を及ぼしていたのか。以上の問題を解明しながら、吉田が提示した主張の異なる時代における妥当性を検証してみたい。

これら三つの疑問のうち、本稿では、三番目に着目し、「日米同盟の制度化は、一九八〇年代や一九九〇年代においても、日米両政府間の相互不安によって促進され、日本の国内社会の反軍主義によって抑制されたのか」を研究の問いとして設定する。

図1 研究の主要概念



出所：筆者作成。

(二) 分析枠組みの構築

本節では、本稿で用いられる主要概念に対する解釈、そして分析対象期間の選定、資料やデータの使用についての説明を行う。まず、本稿の問いを解明するために同盟の制度化や相互不安、反軍主義の定義や操作化を検討する。そして、本稿で扱われる分析対象期間の選定とその理由について論述し、米国と日本の両方から本稿が依拠する史資料やデータを説明する。

1 主要概念の定義と操作化

以下、研究の問いにおける主要概念を説明する（図1参照）。

(1) 同盟の制度化

まず、同盟の制度化について説明する。本稿は吉田の研究と同様に、リーズらが提示した概念を援用し、「同盟の制度化 (alliance institutionalization)」を「同盟の公式性 (formality)」と「同盟に基づく平時の軍事協力 (peacetime military coordination)」という二つの側面から考察する¹⁴⁾。同盟の公式性は、正式的な運営機構、同盟関係の公開、合憲的な批准手続きからなっている。正式的な運営機構とは、同盟国同士の間に外交や軍事の問題を話し合う場である。日米同盟には北大西洋条約機構（以下、NATO）のように本部組織を有する

わけでないが、閣僚級のS C Cや局長・次官補級の日米安全保障高級事務レベル協議（以下、S S C）といった文官官僚による安全保障協議の新設や格上げなどの動きが観察できる。そして、同盟関係の公開や合憲的な批准手続きについては、国会で批准された安保条約や公に米国の対日防衛公約を確認・再確認する共同声明などの有無を見ていく。

そして、軍事協力は、統合された指揮系統、統合された軍事計画・訓練・装備調達からなる共通の防衛政策、共同部隊の配置・基地の設置、平時における軍同士の協議、計画や調整のための軍事組織、練成訓練・技術の提供、有事における指揮権の移譲や兵員・物質・資金の貢献を指している。加えて、吉田が提示した「機能の分化」と「同盟国間の任務や役割の分担」も軍事協力の要素として考える。

軍事協力を具体的に掴むために、以下のことを考察したい。第一に、日米同盟に統合された指揮系統は構築されていない。第二に、共通の防衛政策として、ガイドラインの策定や改定が挙げられる。第三に、日米間に共同部隊はないが、在日米軍基地は存在する。基地の共同使用の進展や日本政府が米軍駐留に対する財政面の支援が見られる。第四に、軍同士の協議の例を挙げると、一九六八年に設置された幕僚研究会同や一九七七年に改組されたS D Cの作業部会がある。第五に、共同作戦や共同対処行動に関する政策調整の場であるS D Cは、計画や調整のための軍事組織に準ずる。第六に、練成訓練・技術の提供について、一九八〇年代から始まった軍事技術協力の進展を見ていく。第七に、日米間の指揮権の移譲は公に存在しない。第八に、ガイドラインで定められた日米間の「盾と槍」の役割分担については、日本がそれに従って防空と対潜能力を向上するための防衛力整備に注目したい。

(2) 相互不安と反軍主義

また、日米両政府間の相互不安について説明したい。吉田によれば、いわゆる相互不安は、「米国の提供する安全の信頼性に対する」日本政府の不安と「日本が米国との同盟を離れて自立化することへの」米国政府の不安を指して

いる。⁽¹⁵⁾これは日米間の国力や軍事力の非対称性、そして自立性の譲渡を代償に安全保障の提供を受けるという非対称的な価値交換に根差しており、非対称的な相互不安という形となっている。この抽象的な概念を実証的に考察するために、当時日米両国のお互いに対する政策、公式文書における記述や政策当局者の言説、そして、その不安を解消するための努力などを通じて、相互不安の様子を具体化する。

最後に、日本国内の反軍主義について説明する。定義として、反軍主義 (antimilitarism) とは、「軍事組織や軍事力行使に対する嫌悪の感情である」⁽¹⁶⁾。悲惨な第二次世界大戦が日本国民の「集団的記憶」となり、戦後の平和憲法は多くの人によって戦争への反省として認識されている。こうした認識は社会文化にとどまらず、安全保障分野に対しても影響を及ぼしており、時には日本政府の行動を制約している。⁽¹⁸⁾反軍主義の程度を測定するために、世論調査での防衛感情や防衛方法に関するデータを用いて、当時における日本国民の反軍主義の度合いを把握する。そして、反軍主義を代表する野党第一党である社会党は自国の軍事力については「非武装」を、米国との関係については「中立」を主張していた。同党の議席数やその党是や方針の動向をモニターすることによって、当時の日本における反軍主義の消長を解明する。

2 分析対象期間・資料・データ

本稿では、一九八〇年代以降における日米同盟の制度化の進展に着目する。具体的には一九八〇年代と一九九〇年代に焦点を当てて研究を行う。これらの期間に焦点を当てる理由は主に二つある。まず、本稿の目的は、吉田が主張する「日米両政府間の相互不安は日米同盟の制度化を促し、日本の国内社会の反軍主義はそれを抑制する」という論点が一九八〇年代以降の日米同盟の制度化にも当てはまるのか否かを検証することである。つまり、「第三期の延長線」である一九八〇年代と一九九〇年代における日米同盟の制度化は、果たして持続している日米両政府の相互不安と日本の国内社会における低下している反軍主義に左右されていたのかを実証的に解明したい。

また、これらの期間に相互不安の変化が激しかったためである。日米同盟の制度化は、主に何によって引き起こされているのか、何によって抑制されるのかという問いを説明するために、吉田は一九五〇年代後半から一九七〇年代後半にかけての時期を選んだが、前節で述べたように、当該期における日米同盟の制度化が詳細な史資料で説明されているにもかかわらず、日米間の相互不安が日米同盟の制度化の進展に及ぼす影響の抑揚が著しくない。一九五五年から一九六四年頃までの時期を視野に入れると、日米間の相互不安の有無を問わず日米同盟の制度化が進んでいたことはさらに日米間の相互不安という独立変数の作用を弱めてしまう。したがって、本稿では、日米同盟の制度化が緩やかに進展していた一九八〇年代とそれが急速に進展していた一九九〇年代を分析対象にして、この二つの時期における日米両政府間の相互不安や日本国内の反軍主義との両面から、日米同盟の制度化の要因を考察していく。

最後に、本稿が依拠する史資料について述べておきたい。日米両国の政策当局者の相互認識を分析するため、外交文書が中心的な論拠とされている。米国側の外交文書については、『合衆国の対外関係』(*Foreign Relations of the United States*) シリーズで一九七六年以降の日本に関する文書が公開されていないため、本稿では主に米国の非営利団体 NSA が収集した『アメリカ外交政策極秘文書』(*Digital National Security Archive*) シリーズにある一次文献を使用する。日本側の資料について、防衛省が編纂する例年の『防衛白書』をはじめ、政策研究大学院大学によるデータベース「世界と日本」や当時の関係者のオーラル・ヒストリーを活用する。なお、一九八〇年代と一九九〇年代における日本社会の反軍主義の消長を解明するには、官公庁による世論調査を利用する。

二 一九八〇年代における日米同盟の制度化

本章では、一九八〇年代において日米間の相互不安が日米同盟の制度化を促進し、反軍主義が強い影響を与えてい

ないことを検証していく。第一節で、国際環境と日米関係といった側面から時代背景を紹介する。第二節で、当該期における防衛力整備、防衛力運用、および軍事技術協力面での軍事協力の進展を考察する。第三節で、影響要因である日米間の相互不安と反軍主義の様相を分析する。第四節で、総合的な考察を行う。

(一) 一九八〇年代の時代的背景

本節では、一九八〇年代の時代背景を概観する。まず、新冷戦期における米ソ間の軍事バランスを見て、それに対して米国がとった戦略を述べる。そして、一九八五年からのソ連の「ペレストロイカ」が日米両国の脅威認識に与えた影響を考察する。最後に、日米経済摩擦に言及しながら、当該期における日米関係の基調を検討する。

1 国際環境

一九七九年一月二四日にソ連のアフガニスタン介入を機に、米ソ関係が緊張緩和から再び緊張状態に戻った。一九七〇年代半ば以降、米国が軍事プレゼンスを縮小しつつあり、一方でソ連が軍事力を拡大していた。一九七〇年代末から、極東におけるソ連軍の質的増強が急加速した。一九八〇年代末に、海上兵力としてはキエフ級空母、カラ級巡洋艦、イウン・ログフ級強襲揚陸艦を含めて水上艦艇約一〇〇隻、潜水艦約一四〇隻を擁するソ連海軍最大の太平洋艦隊が展開し、特にオホーツク海は核弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）の配備によって「聖域化」されていた。⁽¹⁹⁾ 航空兵力としてTU・22Mバックファイア爆撃機などが極東に配備されていた。また、日本にとって、ソ連が極東に配備されたSS・20中距離弾道ミサイルや国後島と択捉島にある戦車や火砲などの陸軍は巨大な脅威となっていた。⁽²⁰⁾

それに対抗するため、米国は一九八〇年七月に相殺戦略を公式に採用した。これによって米国が核戦争の意志と能力を持っていることをソ連に示し、全面核戦争を始め各種のレベルの核戦争を引き起こすおそれのあるソ連の行動を

抑止していた。⁽²¹⁾そして、レーガン (Ronald Reagan) 政権は「強いアメリカ」を標榜し始め、軍備増強を行った。

一九八五年三月に誕生したゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) 政権は社会主義体制の改革を掲げ、「ペレストロイカ」を推し進めた。経済体制の改革に伴い、政治的民主化も推進されていた。この間、中距離核戦力全廃条約などの軍備管理や軍縮交渉も行われ、米ソ協調の一面が鮮明になっていた。しかし、当時の米国や日本はまだソ連を主な脅威として認識していた。⁽²²⁾

2 日米関係

一九八〇年代までに、「日米関係は、発展途上のパートナーシップ、対等なパートナーシップ、成熟したパートナーシップ、共通の価値観に基づく同盟と変化してきた」⁽²³⁾。しかし、この基調において同盟の制度化の進展がすべて順調だったわけではない。とりわけ当該期に日米貿易摩擦が深刻化しつつあった。

日米貿易摩擦はずっと前から存在していた。繊維から鉄鋼、テレビ、工作機械、自動車、半導体、農産物まで日本の技術進歩に伴って様々な産業をめぐる貿易摩擦が起こってきた。一九八〇年代から米国の経済の空洞化が顕著になって、特に一九八三年から対日貿易赤字が巨大化してきたなかで、米国内で保護主義が台頭した。こんな国内圧力の下で、米国政府は「自由貿易」を理由として日本に商品輸出の自主規制や円の国際化など複合的な手段で貿易バランスを改善しようとしていた。レーガン政権は日本に対して自動車の輸出自主規制交渉には、交渉の決裂から、制裁、世界貿易機関 (WTO) 提訴まで、摩擦の対象分野を広げながら政治的な緊張も高めていた。⁽²⁴⁾これは安全保障分野に影響も及ぼしており、米国では、一九八〇年代における日本に対する「ただ乗り」の批判が一層深刻となっていた。⁽²⁵⁾ 国務省情報調査局は「日米間の貿易問題が二国間関係全体に深刻な影響を与え続ける」という警告をしていた。⁽²⁶⁾

にもかかわらず、日米貿易問題は協調の方向に進んでいた。一九八三年の日米・ドル委員会の設置や一九八五年の市場重視型個別協議 (MOS協議)、一九八六年の日米半導体協定などの努力がなされた。まさにレーガン大統領

の比喩のように、日米関係は「時に喧嘩もあるが、それでも結婚生活が幸せ」であった。⁽²⁷⁾

(二) 日米同盟の制度化の進展・軍事協力

一九八〇年代における日米同盟の制度化の進展は主に軍事協力であった。本節では、まず、当該期における防衛力整備や防衛力運用面での従来の軍事協力の実体化や、米軍への支援面での従来の軍事協力の深化といった進展を考察する。そして、日米装備・技術定期協議（S & T F）と日米武器技術共同委員会（J M T C）の設置、戦略防衛構想（S D I）研究への日本の参加決定、次期支援戦闘機（以下、F S X）の共同開発の合意などの軍事技術面での協力を分析する。

1 従来の軍事協力の実体化や深化

一九八〇年代における従来の軍事協力の実体化と深化は主に「昭和五二年度以降に係る防衛計画の大綱について」（以下、五一大綱）とガイドラインで定められたことの実行となっていた。以下、防衛力整備、防衛力運用、および米軍への支援といった三つの側面から分析していく。

(1) 防衛力整備

ガイドラインで、日本自衛隊が主として日本の境域と周辺海空域で防御作戦を行い、米軍は攻勢作戦を担うという日米間の役割分担が定められた。日本側の役割をきちんと果たそうとすると、自衛隊の対潜能力と防空能力を向上させなければならぬ。そのため、最新鋭かつ相互運用性を備える装備を継続的に導入した。

航空自衛隊の防衛力整備について、一九七〇年代後半に導入が決まった要撃戦闘機 F・15 と早期警戒機 E・2 C は、一九八〇年代から取得しつづつあった。F・15 は一九八〇年の取得から始めて、一九八五年の「昭和六一年度から昭和六五年度までを対象とする中期防衛力整備計画（一九八六年—一九九〇年）」（以下、六一中期防⁽²⁸⁾）で一五五機から

一八七機に、取得予定数が増えていった。そして、六一中期防終了時に、一九八二年に取得し始めたE・2Cはすでに八機を保有していた。⁽²⁹⁾ F・15とE・2Cの配備はソ連のTU・22M等の軍機の太平洋への進出を制約する「高い壁」となっていた。⁽³⁰⁾

また、海上自衛隊の対潜哨戒機P・3Cについては、一九八二年の「昭和五八年度から昭和六二年度までを対象とする中期業務見積もり」(以下、五六中業)⁽³¹⁾で取得数が四五機から七五機に変更し、一九八三年に部隊運用が開始されて、六一中期防でその取得予定数がさらに一〇〇機となっていた。同機が搭載するハープーンミサイルの射程は七〇海里以上であり、一機で数万平方キロメートルの海域を監視できるので、それがソ連潜水艦の探索・攻撃任務の中核となっていた。⁽³²⁾⁽³³⁾

(2) 防衛力運用

一九八〇年代において防衛力運用面での軍事協力も進んでおり、自衛隊と米軍との総合運用性を改善し、日米共同対処能力を大きく高めていた。まず、共同作戦計画については、一九八三年に日米のシーレーン防衛共同研究が開始し、一九八六年に完成した。また、一九八八年に日本有事の米軍来援に関する共同研究も開始した。⁽³⁴⁾

次に、共同訓練や共同演習については、一九八〇年に初めて航空自衛隊と在日米軍との共同訓練が行われ、一九八三年に航空自衛隊と米空軍が府中で初の日米共同指揮所訓練「ふじ」を行った。なお、一九八〇年に、ガイドラインに基づき、海上自衛隊のDDH一隻、DDG一隻、P2-J八機、隊員八〇〇名が初めて「リムバック (Rim of the Pacific Exercise)」に参加した。複合脅威下における各種戦闘、洋上補給、武器発射訓練を含む総合的な訓練であったため、海上自衛隊の先頭即応能力と日米共同作戦能力が強化された。⁽³⁵⁾ ガイドラインが策定される前に、海上自衛隊は米海軍と各種の共同訓練を行っていた。⁽³⁶⁾ しかし、それらは群・隊レベルで戦術技量を向上させようとしたものであったが、一九八四年六月に、自衛艦隊司令官と米第七艦隊司令官を訓練統制官とした初の艦隊レベルの日米海上共同指

揮所訓練「JANUS84」が横須賀で行われた⁽³⁷⁾。また、一九八五年に千島列島線を突破してソ連に対する攻勢作戦を行うための対潜特別訓練「ASWEX85・JA」は、米海軍と事実上共同で行われた⁽³⁸⁾。加えて、共同作戦での情勢判断、兵力運用要領などを演練するための米海軍大学における日米共同指揮所演習は一九八七年六月から開始された⁽³⁹⁾。

(3) 米軍への支援

最後に、一九八〇年代において在日米軍駐留経費の分担が拡大し、日本政府が米軍の前方展開への支援体制を強化していた。提供施設整備費の負担については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下、地位協定⁽⁴⁰⁾）の枠を超えない形で年々大幅に増額させていた。一九七九年は一四〇億円であったが、一九八二年に倍の三五二億円、一九八九年にはまた倍を超えて八九〇億円に達した⁽⁴¹⁾。

在日米軍従業員の労務費負担については、一九七〇年代後半の一連の負担拡大を経て、労務費の日本側負担は地位協定の解釈上限界に達していた⁽⁴²⁾。一九八七年一月に地位協定の枠外で負担増加のための労務費特別協定が締結され、従来米側が負担していた在日米軍従業員の調整手当、扶養手当、通勤手当、居住手当、夏季手当、年末手当、年度末手当、および退職手当の八種類の経費の二分の一に相当する金額を日本が負担することになった。一九八八年三月二日に、労務費特別協定の改定議定書が署名され、日本側の負担は当該経費の「全部または一部」にさらに拡大された。その後、八手当の日本側負担は一九八八年の五〇％から一九八九年の七五％に増加し、一九九〇年には全額負担となっていた⁽⁴³⁾。

この中で、一九七六年に三木政権が決定された防衛費のGNP一％枠は経済成長が続く限り、政治的要請と防衛上の必要性を両立させることができるうえで維持可能であったが、一九八〇年代中葉のプラザ合意以降に経済成長が徐々に停滞し、GNP一％枠が両者の緊張関係を激化させた⁽⁴⁴⁾。すると、一九八六年一二月、中曽根政権で同枠が撤廃

され、一九八七年度予算で防衛費がGNP比一・〇〇四%となり、一九八八年度と一九八九年度を加えて三年度連続でGNP一%を超えていた。

2 軍事技術面の協力

一九八〇年代から日米間の軍事技術面の協力の幕が開けられてきた。一九八〇年五月に装備・技術問題に関して両国間の意思疎通を緊密化させるために、双方の装備技術の責任者が定期的に意見交換を行う場として、日米装備・技術定期協議が設置された。日米装備・技術定期協議で日本から米国へ軍事関連技術の移転の可能性が検討されていた。⁽⁴⁵⁾しかし、従来日本には武器輸出三原則があり、武器技術の対米供与にも制限が課されていた。そこで、一九八三年一月のレーガン大統領の東京訪問の前に、中曽根内閣は日本の防衛関連技術の対米輸出を促進することで米国と合意し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」の調印を通じて、武器技術の対米供与を武器輸出三原則の例外として認めた。⁽⁴⁶⁾同取極に従って、技術供与のための政府間ルートとして日米武器技術共同委員会という正式な枠組みが設立された。⁽⁴⁷⁾この枠組みを通じて、米国防総省は日本の軍事および民生・両用分野の研究開発について、より詳細な情報入手するために、一九八四年七月、一九八五年四月、および一九八六年四月に三回と技術評価チームを日本に派遣し、調査を重ねていった。⁽⁴⁸⁾

また、一九八〇年代における米ソ間の相互確証破壊を背景にして、レーガン大統領は一九八三年三月二三日の演説で、最終的に核兵器を完全に消滅させることを目指すSDIを提出した。⁽⁴⁹⁾一九八六年九月九日に、日本はSDI研究に参加する意思を表明した。⁽⁵⁰⁾これを通じて、日本政府はレーガン政権への協力を示しながら、戦略面で対ソ心理戦において米ソ結束を誇示し、⁽⁵¹⁾米国との政治・経済面での緊張を緩和する効果があった。⁽⁵²⁾

第三次防衛力整備計画から国産化路線が始まった。五一大綱では日本の国内防衛産業の育成と生産体制の強化という趣旨が強調された。もともと日本独自の超音速支援戦闘機F-1は三菱重工によって開発され、その後継のFSX

開発プログラムも国内開発の形で行う予定であった。しかし、米国はそれを反対しし、エンジンのみの輸出を許可せず、欧州の代替品も性能要求水準に達していなかったため、一九八六年に防衛庁は「国内開発」を「開発」に変更し、米国との共同開発の道を模索し始めた。⁽⁵³⁾一九八八年一月に、F S Xの日米共同開発が合意され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく次期支援戦闘機システムの共同開発に関する交換公文」（以下、米国との次期支援戦闘機システム共同開発取極）が調印された。⁽⁵⁴⁾日米防衛装備・技術協力によって、自衛隊と米軍の戦闘機の相互運用性がさらに向上した。

(三) 日米同盟の制度化の要因

本節では、新冷戦期における日米間の相互不安の様相とその原因を明らかにする。まず、米国はソ連の脅威に対抗するために日本に対して防衛力の増強を要求しながら、日本の自立化を防ぐというジレンマを分析する。そして、米国が米ソ間の軍事バランスに劣勢だった状況で、その対日防衛コミットメントの履行意思と遂行能力に疑念を持った日本政府の思惑を考察する。最後に、世論調査と国会での政党政治から当時の反軍主義の低調を説明する。

1 米国側の不安

上述のような状況で、米国はソ連に対する軍事バランスをとるために、自国の軍備を増強しつつ同盟国に対して負担分担を要求していた。カーター（James Carter, Jr.）政権の末期に米国の国家戦略を修正した時、「ソ連の軍備増強と投射能力の向上により……我々は同盟国と経済的・軍事的負担を分担するために多くの努力をし、より良い方法を考えなければならぬ」と唱えていた。⁽⁵⁵⁾以前から米国により対日防衛増強圧力がずっと存在していたのが、アフガニスタン侵攻の後、米国は具体的な数字を挙げて日本の防衛力成長の加速を要請し始めた。⁽⁵⁶⁾

レーガン政権は、米国の安全保障を強化するために、同盟関係を再活性化していた。「ロン・ヤス」関係と呼ばれ

た個人外交はワシントンと東京の間の信頼関係を回復しながら、日本に防衛費の増額を迫ることで日本が東アジアにおける防衛への貢献度を高めるように働きかけていた。⁽⁵⁸⁾ 日本は大平正芳内閣の時から定式化された「総合安全保障」という方針の下で、安全保障の目標達成にあたって軍事的要素を最小限化し非軍事的手段を最大限活用する姿勢をとり、ODAや外交手段で努力していた。しかし、これらに対して、米国は「開発援助が信頼できる自衛力に代わるものではない」と見ていた。⁽⁵⁹⁾ 米国にとって「日本が十分な努力をしていない」のである。

この中で、防衛費の増額は焦点となっていた。ワインバーガー (Casper Weinberger) 国防長官は鈴木善幸首相に毎年実質的に一〇%以上の防衛費の増加を要求したが、鈴木首相は無理をさせないでくださいと返答した。⁽⁶⁰⁾ 中曽根康弘が首相となった初年度に防衛予算を六・五%増加する提案をしたが、「自衛のための目標を達成するには十分ではない」とされた。⁽⁶¹⁾

対ソ「封じ込め」を目指す米国の要請に対する日本側のやや消極的な態度は、米国にとっての日本の同盟価値を損なっていた。一九八二年四月二八日に策定された五六中業に対して、同年九月末にシュルツ (George Shultz) 国務長官はその目標が低すぎると指摘し、「……日本が価値のある同盟国であることをアメリカ国民に納得させるためには、この一〇年間で日本が意味のある自衛の貢献をすることが必要だ」と示唆した。⁽⁶²⁾

しかし、米国はひたすらに日本に対して防衛力増強を要請していたわけでもなく、それと同時に日本の自立化を防がなければならぬと感じていた。まず、外交面では、国家安全保障決定覚書 (以下、NSDM) 一三が決定されて以来約一三年ぶりに対日政策の基本方針として、国家安全保障決定指令 (NSDD) 六二の第一条では「日本の西側志向を維持する」ことが強調されており、このような表現はNSDM・13に書かれていなかった。⁽⁶³⁾ つまり、日本の西側志向というのは一九八〇年代において特に米国政府に懸念されていたのである。そして、軍事面では、日本の「独自の核戦力の開発を防止する」ことも明記されている。日本に軍事的負担を分担させるために、「一〇年以内に日本

ができるだけ早く防衛力を向上させる」ことを求めながら、「日本の領域から遠く離れた場所での作戦を継続できるような戦力」が望ましくない⁽⁶⁴⁾。また、米国は、J M T Cを通じて滞日した技術評価チームにより、日本の民間企業が保有する汎用技術の兵器化に注目していた⁽⁶⁵⁾。アーミテージ（Richard Armitage）国防次官補（国際安全保障問題担当）がワシントンの国防大学における講演で披露したように、日本の防衛力増強を強く求めていたレーガン政権にとって、「日本に二〇〇〇海里シーレーン防衛の能力を上回るほどの過大な防衛負担を要求すると、かえって東アジアの安定を損なう」⁽⁶⁶⁾ 危機が存在していた。

2 日本側の不安

一九六〇年代以来、防衛庁の中の専門家の見方と社会の認識とのギャップは非常に大きかったが、一九七九年のソ連によるアフガニスタン侵攻をはじめとして、一九八〇年代において日本でのソ連脅威論が強まってきて、このギャップが大いに縮まっていた⁽⁶⁷⁾。そのため、中曽根内閣に初入閣した栗原祐幸防衛庁長官は単に米軍が提供してくれた情報ではソ連の脅威を全般的に把握しにくいために、欧米諸国を回り、N A T Oの総司令官などの対ソ「封じ込め」の第一線の要人と会って状況を把握していた。そこで、彼は米国にとつて最も脅威のある地域は極東ではないと実感した⁽⁶⁸⁾。確かに、ソ連の脅威に対応するために、一九八〇年代において東アジアにいる米軍人数が増えたが、新冷戦の主戦場は中東であり、一九七〇年代末には中東有事や欧州有事の際には在アジア米軍を移動するという「スウィング戦略」が明らかとなっていた⁽⁶⁹⁾。

米ソ間の軍事バランスがソ連に傾きつつあったことにより、米国が日本に防衛力の向上を再三催促していたが、この米ソ間のバランスはそもそも一九七〇年代に米国が平均して年二〇%軍事費を削減していた悪果であるという見解もあった⁽⁷⁰⁾。米国もこの点について気付いていた。一九八二年にレーガン政権が初めて対日政策を見直したとき、その基礎作業として三月から検討されていた国家安全保障研究指令（N S S D）六で、当時の「米国の対ソ防衛力は日本

に対する信頼性を相対的に低下させた」と評価してした。⁽⁷¹⁾ こうして、米国が日本に軍備増強を要求する狙いは東アジアにある資源を別のところに移すことではないだろうかという懸念も生じていた。この懸念を解消するために、ワインバーガー国防長官は加藤紘一防衛庁長官に「日本がより多くのことをしているからといって、アメリカがより少ないことをすることはしない」と保証した。⁽⁷²⁾

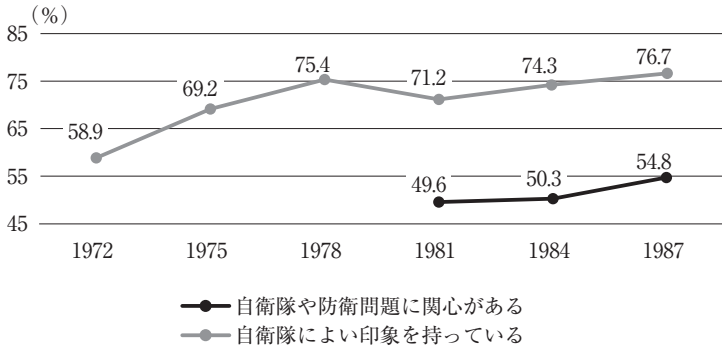
米国の公式的な言説の中では、日本が欧州の同盟国と同様に位置されていたが、実際にはこれが本当なのかは長年疑問視され、日本はこのことに敏感であった。一九八一年からの米ソ中距離核戦力（以下、INF）交渉においては、欧州でのINFを全廃し、アジアでのINFを五〇%削減する方針（いわゆる「欧州ゼロ・アジア五〇%」）という合意が米ソ間で取れた。その中で、ソ連は一九八二年末に西欧での削減されたSS・200ミサイルを極東へ移転しようとした。これに対して、日本は断固たる反対を表した。⁽⁷³⁾ その理由として、「極東でのSS・200ミサイルの配置問題が欧州と同等に扱われなければ、米国がアジアの同盟国よりも欧州の同盟国を重視しているという日本の疑念が強まってしまう」ことが挙げられた。のみならず、SS・200ミサイルの極東移転は東アジアにおける米国の核抑止力を損ない、「米国の日本に対するコミットメントの信頼性に悪影響を与える」のである。⁽⁷⁴⁾

総じて言うと、一九七五年四月のサイゴン陥落から米国が「アジア離れ」方針をとったのかという危惧が一九八〇年代には完全に消えておらず、常に日本の政策当局者の神経を刺激している。米ソ間の軍事バランスにソ連が優勢をとった新冷戦期において、米国の対日防衛コミットメントの履行意思と遂行能力が確信されていなかった。日本政府では一九七〇年代後半と同様、米国の提供する安全保障の信頼性を維持することが重要課題であった。

3 反軍主義

一九八〇年代において、日本国内の反軍主義がさらに低調となっていた。以下は世論調査で反映された一般民衆の認識と社会党の動向から分析する。

図2 防衛感情（1970年代～1980年代）



注：「あなたは自衛隊や防衛問題に関心がありますか」という質問は1980年代から初めて出てくる。
出所：内閣府による世論調査における「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を基に筆者作成。

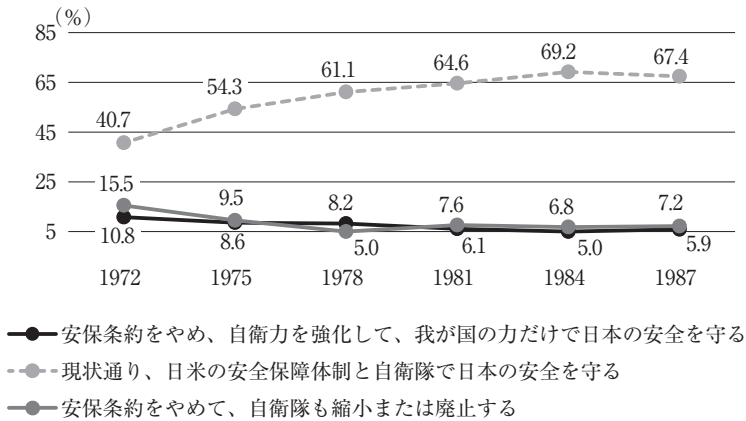
(1) 世論調査

一九七〇年代末からソ連の脅威が民衆の危機意識を喚起した。内閣府が三年ごとに行ってきた「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」によれば⁷⁵⁾、「日本が戦争をしかけられたり、戦争にまき込まれたりする危険があると思いますか」という質問に対しては、一九七〇年代に平均四三・七％の人が「危険がある」あるいは「ないことはない」を選擇していたが、一九八〇年代にこれらの比率は五八・二％となった⁷⁶⁾。その結果安全保障の重要性やそれを担っている自衛隊と米軍の必要性への認識が高まっていた。

自衛隊については、一九七〇年代に急速に改善された民衆の自衛隊に対する印象は、一九八〇年代に引き続き高水準を保持していた。「あなたは自衛隊や防衛問題に関心がありますか」という質問に対して、「非常に関心がある」もしくは「少し関心がある」を選んだ人がだんだん多くなっていき、「全般的に自衛隊に対してよい印象をもっていますか」という質問に対して、「よい印象をもっている」あるいは「悪い印象はもっていない」の回答率は七〇％以上を保持していた（図2参照）。

日米安保体制への見方はもう一つの側面から日本国内の反軍主義を反映していた。「日本の安全を守るためには、どのような方法をとる

図3 日本の安全を守るための方法（1970年代～1980年代）



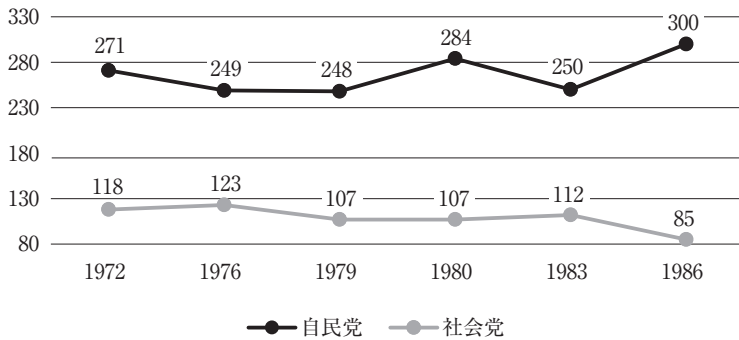
出所：内閣府による世論調査における「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を基に筆者作成。

べきだと思いませんか」という質問に対して、「安保条約をやめて、自衛隊も縮小または廃止する」と主張する人の人数は一九七〇年代の減少を経て、一九八〇年代に極めて低い水準を保持していた。同時に「安保条約をやめ、自衛力を強化して、わが国の力だけで日本の安全を守る」という独立路線の支持者がだんだん少なくなり、その代わりに日米安保体制を認める人が増えていた(図3参照)。

(2) 社会党の動向

他方、「非武装中立」を党是としていた社会党は「絶対平和」と「護憲・民主・中立」を実現させるために、「安保条約廃棄」と「自衛隊解体」を求めていた。⁽⁷⁷⁾ こうして、当時最大の野党であった同党は日本国内の反軍主義を国会の場で体現してきた。しかし、最初にそれを提唱した人物である石橋政嗣は、一九八四年二月の四八回党大会で委員長として「違憲の自衛隊が国会の決定に基づいて法的に存在している」という党の公式見解を採用した。この自衛隊「違憲・法的存在」論をもって、社会党は五五年の結党以来、自衛隊を事実上承認し始めた。⁽⁷⁸⁾ 一九八〇年代において、自由民主党(以下、自民党)がますます支持を集めていたのに対して、社会党が国会に占める議席数が減少していった⁽⁷⁹⁾(図4参照)。

図4 自民党と社会党の衆議院議席の推移（1970年代～1980年代）



出所：国立国会図書館調査及び立法考査局による「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」を基に筆者作成。

しかし、上述の事実によって、一九八〇年代に日本国内の反軍主義がなかったわけでもない。例えば、一九八一年五月の鈴木首相の米国訪問で米大統領と共同声明を出し、その中で「日米両国間の同盟関係⁸⁰⁾という表現があった。ただ五日後、この表現は「双方が他方を助けて戦闘に参加することを義務づけた双務的軍事条項を含むもの」なのか、という国会からの質疑が出てきた⁸¹⁾。結果として、鈴木首相と一緒に米国に訪問した伊東正義外務大臣が同盟発言の後に辞任した⁸²⁾。また、防衛問題について交渉するとき、日本側は「国内要因が日本の防衛費の急増を制限している」と再三にわたり国内事情を説明しており⁸³⁾、しばしば米国に「日本では防衛が政治的に最もセンシティブなテーマである」と伝え、公の場で「防衛問題に高視認性をつけないよう」頼んでいた⁸⁴⁾。

(四) 総合的考察

本節では、一九八〇年代における日米同盟の制度化の進展とその影響要因との関係を総合的に考察する。まず、一九八〇年代以前の制度化に言及しながら、当該期の防衛力整備、防衛力運用、および軍事技術協力面での軍事協力を総合的に分析する。そして、この時代における日米両政府間の相互不安が軍事協力の進展に与えた影響を分析する。

1 制度化に関する分析

一九八〇年代における日米同盟の制度化は主に軍事協力であった。以上の論述で、当該期に、米国側による日本の防衛力増強に伴う自立化する傾向への懸念や、日本側に米国の対日防衛コミットメントの履行意思と遂行能力への疑念といった日米両政府間の相互不安は、防衛力整備や防衛力運用面での従来の軍事協力の実体化や、米軍への支援面での従来の軍事協力の深化、および軍事技術供与や共同開発などの軍事技術面での協力を促進していた。そして、当該期における日本国内の反軍主義はあったものの、低調に続いたため、上述の以前実現しにくい軍事協力は一九八〇年代に構想から現実となっていた。

この時代における従来の軍事協力の実体化は一九七〇年代から策定された方針に従ったものであったが、吉田によって論証されたように、これらの軍事協力の策定は日米両政府の間の相互不安の結果であったことが明白である⁽⁸⁵⁾。また、一九八〇年代の一〇年にわたってこの軍事協力が引き続き実施されていたことには、当該期にも日米間の相互不安が継続していた原因があっただろう。そして、一％枠突破と軍事技術面での協力は一九八〇年代における新たな国際構造からできた相互不安の産物とも言えよう。

ガイドラインの策定は「同盟」言説の出現に多大な影響を与えたのみならず、それ以来一〇年ほどの日米両方の努力を経て、「日米同盟は根本的な変化を経験してきた……」米国にとって「太平洋における諸関係の中で、日本との同盟ほど地域的ないし世界的に重要なものはない」、この一〇年は「日米同盟をグローバル・パートナーシップにする基盤を構築」していた⁽⁸⁷⁾。

2 諸要因に関する分析

一九八〇年代には、日本に防衛負担を分担させたいが、圧力をかければ日本が自立化する恐れがある、という従来米国が直面していたジレンマは依然として存在し、一九七〇年代末に採用してきた「相互補完性」という解決策を実

実践していた。このような役割分担の要求は、自衛隊の対潜能力と防空能力を向上させる最新鋭の兵器の導入や、共同演習と共同作戦計画を引き続き推進させていた。

また、軍事技術面での対日統制の方針が明示化されていた一九八〇年代に、米国は日本の独自システムの開発を防止した。F S X交渉における米国の共同開発要求にはもちろん経済摩擦の時代背景や米軍との相互運用性の向上の考慮があったが、米国は日本の独自の戦闘機開発を警戒したことが主因となっていただろう。

しかし、総じて言えば一九八〇年代における日米間の相互不安があったにもかかわらず、一九七〇年代や後述の一九九〇年代と比べると、その水準が比較的に低かったという事実を述べておきたい。本章の論証は当該期に日米両政府内における相互不安の傾向にある考え方を揭示するものにならず、必ずしも一九八〇年代において日米両国の間に激しい猜疑や衝突が起こったことを示唆しているわけではない。

三 一九九〇年代における日米同盟の制度化

本章では、一九九〇年代において日米間の相互不安が日米同盟の制度化を促進し、反軍主義が強い影響を与えていないことを検証していく。第一節で、当該期の時代背景を国際環境と日米関係といった側面から紹介する。第二節で、この時代における日米同盟の公式性と軍事協力の進展を考察する。第三節で、日米間の相互不安と反軍主義といった影響要因を分析する。第四節で、総合的な考察をする。

(一) 一九九〇年代の時代的背景

本節では、一九九〇年代の時代背景を概観しておく。まず、冷戦終結後の世界情勢とそれがきっかけとした米国の

政策転換をまとめる。そして、日米経済摩擦に焦点を当てて、それがもたらす日米間の対立を考察する。最後に、日本異質論と日本脅威論から当該期の日米対立の要因を分析する。

1 国際環境

冷戦終結に伴い、東欧の共産党政権が崩壊し、一九九一年一二月にソ連も崩壊した。グローバルな共通敵国が消滅し、世界規模の東西対立という緊張関係がなくなったことが、もともと西側陣営を団結させる最大の要因も消失してしまつたことを意味する。各国の孤立主義傾向が復活しつつあり、特に世界唯一の超大国となった米国においては、その動きが世界的に注目されていた。⁽⁸⁸⁾

また、緊張事態にある国々では、内政問題が外交・安全保障問題に譲歩することは一般的であったが、この緊張事態がなくなると、以前から溜まっていた不満の解決が最優先事項となった。例えば、日本側は「明確な脅威がないため、負担の分担に対する国民の支持を維持することが難しい」としていた。⁽⁸⁹⁾ 米国側を見ると、一九九二年の大統領選挙では、冷戦の終結を成し遂げたブッシュ (George Bush) ではなく、経済問題を重視するクリントン (Bill Clinton) が当選した。

国内の不況打開という国民の要望に応じるため、クリントン大統領は一九九三年一月二五日に国家経済会議 (以下、NEC) を設立した。⁽⁹⁰⁾ 従来国家安全保障会議 (NSC) が持つ貿易や対外経済政策の調整・統合に関する権限がNECに委譲され、国防総省の意見が対外経済政策に反映しづらくなった。⁽⁹¹⁾ そして、内向きと経済重視の思潮を合わせると、海外における大幅な戦力削減を特徴とした新戦略ができていた。この戦略で、一九九〇年代半ば頃までに、軍隊を二一〇万人から一六〇万人に削減し、海外展開を減らす方向が示された。具体的に言うくと、欧州にいる陸空軍を三〇万五千人から一〇万〜一二万人レベルに削減し、空母を一六隻から一一隻に減らし、海兵隊を一九万六千人から一五万人に削減する計画であった。⁽⁹²⁾

2 日米経済摩擦

経済面から見ると、一九九三年に日本が米国に最大の赤字を与える貿易相手国となり、一九九四年に、貿易黒字一〇〇億ドルを超える過去最高の数字となり、米国の対日貿易赤字も六五〇億ドルで記録的水準に達した⁽⁹³⁾。こうした状況で、米国は日本に市場開放問題で目標明示方式を迫る動きを強めていた。それに対して、宮沢喜一首相は米国こそ「自由貿易体制の下で競争力を強化」すべきだと述べ、数値目標に「絶対反対だ」との立場を表明した⁽⁹⁵⁾。後継の細川護熙首相も「数値目標は規制緩和に反する」ことを理由に、党派を超えて拒否の姿勢を見せた⁽⁹⁶⁾。結果、新経済協議が決裂した。米国の対応として、クリントン大統領は日本市場の閉鎖性に対して強く非難し、貿易戦争につながる可能性があると言明した⁽⁹⁷⁾。そして、彼は包括貿易法第三〇一条を復活させて、貿易戦争が一層現実味を帯びた⁽⁹⁸⁾。

この流れで、経済と安全保障は不可分であるという見解が出てきた⁽⁹⁹⁾。例えば、当時米国のアマコスト (Michael Amacost) 駐日大使は「日本が経済問題で譲歩しなければ、米国が日本に対する安全保障面での協力は減少させるべきだ」と考えていた⁽¹⁰⁰⁾。さらに極端な意見として、ジョンソン (Chalmers Johnson) らは、日本が米国とは本質的に違う国だという「日本異質論」の論理から、在日米軍の完全撤退を主張していた⁽¹⁰¹⁾。そして、ハンチントン (Samuel Huntington) はもし日本が経済的優位性を取得すると、米国は政治的・軍事的優位性でソ連に負けるのと同様な打撃を受けると警告していた⁽¹⁰²⁾。

上述のように、一九九〇年代の日米経済摩擦が冷戦終結の時代背景を合わせて、日米関係が難航していた。一方で、「米国の多くの指導者や国民の大多数が日本を同盟国というよりも脅威と見なして」おり、この認識は「日米安全保障関係の長期的な信頼性に対する疑念を深めた」⁽¹⁰³⁾。他方、米国による保護主義的な反応や圧力は日本のプライドを傷つけ、徐々に日本の社会コンセンサスを変えていった⁽¹⁰⁴⁾。

(二) 日米同盟の制度化の進展…公式性と軍事協力

一九九〇年代における日米同盟の制度化の進展を同盟の公式性と軍事協力の進展という二つの側面に分けることができる。本節では、まず、当該期における日米同盟を運営する機関の格上げや新設、および同盟関係の公開や確認といった公式性の進展を考察する。そして、防衛物資とサービスの相互提供や戦域ミサイル防衛（以下、TMD）に関する共同研究、防衛費負担分担の拡大などの防衛協力の深化、および防衛協力の範囲拡大といった軍事協力の進展を分析する。

1 同盟の公式性の進展

一九九〇年代において、日米同盟の公式性が大きく進展していた。まずは日米同盟を運営する機関として、SCCの米国側出席者の格上げを挙げることができる。一九六〇年の安保改定により、新たに調印された安保条約に基づいてSCCが設立された⁽¹⁰⁵⁾。しかし、日本側の参加者は外務大臣と防衛庁長官が、米国側の参加者は駐日米国大使と太平洋軍司令官であった。同盟国間の安全保障協議機関にもかかわらず、両方の参加者の地位が対等ではなかったことは問題され、一九九〇年の安保改定三〇周年に当たり、日米安保協議委員会が改組された⁽¹⁰⁶⁾。つまり、日本側の参加者がそのまま、米国側の参加者は駐日米国大使と太平洋軍司令官から國務長官と国防長官へと格上げされた（通常、「2+2」と呼ばれる）。こうして、日米両国間で形式上の対等な協議の場ができて、安全保障政策をめぐる閣僚級協議として位置づけられている。

また、それに応じて、一九九三年六月二八日にSDCも改組され、米国側のメンバーを國務省と国防総省の次官補に格上げしていた⁽¹⁰⁷⁾。日米安保協議委員会の下に局長級のSSCが一九六七年に設置されたが、閣僚級や局長級審議の政策を具体化するために、審議官級の日米安全保障事務レベル協議（以下、ミニSSC）が新設された⁽¹⁰⁸⁾。このようにし

て、日米間の安全保障協議は政策の方針のみならず、その実現についても対話と交流の場が設けられ、日米協力がより緊密になっていった。

次に、同盟関係の公開や確認として、一九九六年四月一七日に橋本龍太郎首相とクリントン大統領によって公表された「日米安全保障共同宣言——二一世紀に向けての同盟」が日米同盟史に特筆すべき文書である。⁽¹⁰⁾一九九〇年代初頭のいわゆる「同盟の漂流」の危機を背景に、この共同宣言の中では、日米関係が「歴史上最も成功している二国間関係の一つ」として謳歌され、「日本と米国との間の堅固な同盟関係」が地域の平和と安全の確保のみならず、経済成長の土台ともなっていたことが謳われた。

そして、この「同盟関係が持つ重要な価値を再確認した」うえで、両国は「日米両国間の緊密な防衛協力」を行うために、それぞれコミットメントをした。米国側は、米軍のプレゼンスの維持を強調し、「約一〇万人の前方展開軍要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した」。その代わりに、日本側は、「日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した」。こうして、日米両国間安保の緊密化、地域安保への相互貢献拡大、および地球規模での安保協力への方向性が示された。⁽¹¹⁾

最後に、冷戦期における日米同盟の内実には、日米経済摩擦によって両国の経済界や世論においてお互いに不満を持っていたため、ソ連という共通敵国に対抗するための防衛協力が色濃くなってきた。このような構造は冷戦終結後の日米同盟が漂流の危機に直面する要因ともなっていた。共通の強敵がなくなった時代に、日米同盟の絆をいかに維持するかに対して、より全面的な同盟関係の構築という答えが出てきた。つまり、「安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱」に「両国の共有する価値観及び利益」が反映されることが強調されていた。これで、日米安保体制だけではなく、共通の価値観と政治体制に基づく経済・社会も日米同盟を支えることが新たな方向性として確認された。

2 軍事協力の進展

一九九〇年代における日米間の軍事協力の進展は主に防衛協力の深化と範囲の拡大にまとめることができる。以下はこれらの側面から分析する。

(1) 防衛協力の深化

まず、「日米安保の再定義」の一環として、一九九六年四月一五日に締結された「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（ACSA）」（以下、物品役務相互提供協定）⁽¹⁵⁾によって、自衛隊と米軍が物資やサービスを相互に提供するための条件と手続きが整備されていた。物品役務相互提供協定の対象は共同訓練、日本国内での米軍訓練、およびPKO活動などとなり、両国間の軍事協力を実質化する重要な具体手段であった。⁽¹⁶⁾

また、共同研究について、一九九〇年初頭に日米両国の政府間でTMDに関する公式の政治協議が開始された。一九九三年五月二十九日の朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）による「ノドン一号」発射実験を契機に、日米間でTMD共同研究をめぐる交渉が加速した。一九九三年九月に中西防衛庁長官がアスピ（Aspin）国防長官と会談し、TMDに関する基礎的研究のための事務レベルの作業グループを設立することに合意⁽¹⁷⁾、同年一二月にSSCの下に「TMDに関する日米作業部会」（以下、TMD・WG）が設立された⁽¹⁸⁾。そして、一九九四年九月にTMD・WGの下に、日米の専門家レベルによる共同研究の場である「日米弾道ミサイル防衛共同研究」が設けられ、一九九五年から一九九八年度まで「わが国の防空システムのあり方に関する総合的調査研究」が行われていた⁽¹⁹⁾。引き続き一九九七年六月に海上配備型上層システム（NTWD）計画で米国との共同研究に参加することが決定された⁽²⁰⁾。一九九八年九月二一日、SSCは「上層用海上発射ミサイル」に限定したTMDの日米共同技術研究の開始に合意し、一九九九年度から弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究を開始することが正式に決定された⁽²¹⁾。

そして、在日米軍駐留経費の負担について、日本はその支援態勢を継続的に強化していた。一九九一年一月一日、
 「在日米軍駐留経費特別協定」の調印がなされた。同協定により、一九八〇年代に日本側が負担することになった八
 手当のほかに、従業員の基本給、時間外勤務給、および船員関係の諸手当を加えて、合計四四種類の給与支払い経費
 が日本負担の対象となっていた。のみならず、在日米軍または在日米軍の公認調達機関が公用のために調達する公益
 事業により使用に供される電気・ガス・水道・下水道や、暖房・調理・給湯用の燃料（米軍の訓練等に係る燃料費は負
 担対象外）の料金・代金も日本側が負担することになった。一九九一年特別協定の後、一九九五年九月二十七日に新た
 な「在日米軍駐留経費特別協定」が署名された。同協定で、以前からの基本給等四四項目及び水道光熱費のほかに、
 新たに訓練移転費が日本側の負担に追加された。¹¹⁹⁾

最後に、特筆すべきは一九九七年九月二三日に成立した「日米防衛協力のための指針」(以下、新ガイドライン)で
 ある。¹²⁰⁾新ガイドラインにより構築された包括的なメカニズムにおいて、共同作戦計画・相互協力計画の検討や情報活
 動、部隊の活動、移動、後方支援の共通基準の確立、相互運用性を含めた共通の実施要領の確立などが定められた。
 また、いざというときに、調整メカニズムを通じて自衛隊および米軍は作戦、情報活動および後方支援について相互
 に緊密に調整することが規定された。こうして、日米両国の部隊はNATOのような連合軍ではないにもかかわらず、
 十分に整合のとれた共同作戦ができる。

(2) 防衛協力範囲の拡大

一九九〇年代において防衛協力の範囲が拡大していた。まず、五一大綱における「日本は、原則として、限定的か
 つ小規模な侵略を独力で排除する」という規定が、一九九五年一月に閣議決定された「平成八年度以降に係る防衛
 計画の大綱について」(以下、〇七大綱)において削除された。¹²¹⁾つまり、どのような規模の武力侵攻があっても、日米
 同盟に基づいて米国は日本を共同防衛する義務を果たすように、米軍による防衛範囲が拡大した。

また、〇七大綱と新ガイドラインにおいて最も注目に値する新たな要素は「周辺事態」に関する規定である。それが、日米軍事協力の対象が従来の日本有事から「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」へと拡大した⁽¹²⁾。それに応じて、一九九九年五月にACSAに周辺事態へ対応する活動に関する協力を追加するように改正を行った⁽¹³⁾。そして、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(周辺事態安全確保法)の制定は、日米同盟の軍事協力の法律化としてその制度化を推進していた。

(三) 日米同盟の制度化の要因

本節では、冷戦終結後における日米間の相互不安の様相とその原因を解明する。まず、米国のグローバルな撤退や湾岸戦争と朝鮮半島核危機(以下、朝鮮危機)において米国による対日批判を背景に、米国が引き続いて守ってくれるかという日本の疑念を考察する。そして、日本が二国間の日米安保体制よりも多国間安保を重視することや、北朝鮮による核脅威に対処するための核開発への米国の懸念を分析する。最後に、反軍主義についての世論調査とそれを代表する政党の動向を説明する。

1 日本側の不安

冷戦後の世界にソ連のような西側の共通敵国が存在しなかったので、大規模な軍備保有や前方展開が必要なくなり、軍事費削減や軍備縮小の声が上がっていた。この影響で、一九九〇年四月に国防総省は「東アジア戦略構想」(以下、EASII)で、米軍の前方配備態勢を再構築するために、東アジアからの暫時撤退計画を提示した。それは、一九九九年までに日本から一万〜一万二千人、韓国から一万四千人、フィリピンから四千人の米軍兵力を撤退させようとした。地域全体として、三段階に分けて一九九〇年の一三万五千人規模から九万人へと削減する計画で、第一段階で日本から六千人の削減が行われた。このような動きの影響で、日本が米国による「アジア離れ」の危惧を感じ、米

国のコミットメントに疑念を生じた。⁽¹²⁶⁾

E A S I - I の実行は一九九〇年八月二日のイラクによるクウェート侵攻と翌年一月一七日の湾岸戦争によって中止されたが、新たな不安の種が埋められた。湾岸戦争において、日本の多国籍軍に対する資金援助は当初の一〇億ドルから最後の一三五億ドルまでに上ったが、人的貢献がなされなかったため批判を受けていた。一九九〇年九月二九日にブッシュ大統領は海部俊樹首相に自衛隊の参画を「なるべく早く来てください。来年まで延ばさないようにお願いします。一刻も早くそれを必要としている」と求めた。⁽¹²⁷⁾「湾岸での日本の最大限の協力を強く求める」「日本ができることを速やかに実践的に行い……外国からの圧力を待たずに決断を率直に発表することを求める」と再三催促されていたが、日本は憲法上の制限で、援助金額の追加しきでできなかった。この状況で、米国の世論や国会で日本を批判する声が強くなり、⁽¹²⁸⁾米国が金銭的支援以外の行動を求めていた。⁽¹²⁹⁾

言うまでもなく、湾岸戦争のネガティブな影響は、日本がいざという時に頼りにならない同盟国だということである。特に最後の七か月における米国のマスメディアはこのイメージを描いていた。⁽¹³⁰⁾この影響で、米国政府が日米間の軍事協力を強化しようとしても、議会からより大きな圧力を受けることになっていた。したがって、ブッシュ大統領が海部首相に、日本の世界的な役割が注目されており、これによって日米関係が批判されると警告した。⁽¹³¹⁾

二年ほど後、日米同盟における日本側の同盟価値が再度問われていた。一九九三年三月一二日、北朝鮮は前月の国際原子力機関（IAEA）の核関連施設への特別査察要求に対抗するために、核兵器不拡散条約（NPT）からの脱退を宣言した。これをきっかけに、「朝鮮戦争以来最も危うく戦争に近づいた」⁽¹³²⁾朝鮮危機が起こった。「ソウルは火の海になる」という北朝鮮の発言に対して、⁽¹³³⁾米朝開戦の際に日米安保体制が機能できるかどうか日米同盟の試金石となっていた。残念なことに、在日米軍が自衛隊の統合幕僚会議に軍事支援を要求した時、集団的自衛権の行使が違憲に当たると、日本が朝鮮半島に出撃した米軍を支援できないことが明らかになった。⁽¹³⁴⁾このような事態になると、日

米同盟は崩壊する状況に陥りかねなく、当然、日本が米国による安全保障の提供を期待する筋合いがなくなってしまう可能性がある。

こうした状況において、一九九四年八月一二日に村山富市首相の私的諮問機関である防衛問題懇談会は米国の思惑を承知したうえで、「米国の財政的考慮や軍事情勢の評価次第では、アジアにおけるその態勢に多少の修正があるかも知れない」という懸念を持って、「日本の安全保障と防衛力のあり方——二一世紀へ向けての展望」（以下、樋口レポート）を首相に提出した。そして、このレポートの中で、「米国の核抑止の信頼性に揺らぎがないことが、決定的に重要である」といった旨を表す語句は六回も繰り返された⁽¹³⁾。当時日本が米軍のプレゼンスのみならず、米国による核の傘の信頼性に不安を持ったことが想像できる。

2 米国側の不安

(1) 構造的な要因による根源的な不安

前述のように、冷戦後において日米同盟が漂流する危機が起こった。米国にとって日本との同盟関係の必要性が議論されていた一方、日本にとって日米安保体制以外の安全保障枠組みが選択肢として考えられるようになっていた。

戦後の高度経済成長を経て、一九六八年に日本は世界で第二位の経済大国となり、一九九〇年代における日本のGDPが米国の五〇%ぐらいに至った⁽¹⁴⁾。米国は「経済バランスの変化を反映するため……日本はより独立した外交政策を望んでいる」と考えていた⁽¹⁵⁾。そして、湾岸戦争の勃発は米国にこの懸念を深めていた。一例として、湾岸戦争において日本が米国から猛烈な批判を受けていた状況で、ブッシュ大統領が海部首相に日本での反米感情について心配を表した⁽¹⁶⁾。戦争後の反省として、「湾岸戦争——日本と日米関係への影響」という国務省のレポートの最後に、「日本に十分な席を与えなければ、日本がより独立した方向に進んでしまうという現実的なリスクがある」という結論が出てきた⁽¹⁷⁾。

そして、朝鮮危機の際にしても、日米同盟が崩壊すれば、日本は米国から安全保障の提供をもらえなくなり、日本が外交・安全保障面での自律性を高める方向に進むだろうと予測し、ペリー（William Perry）国防長官は一九九四年五月三日にワシントンで、北朝鮮の核計画が韓国、台湾、日本など周辺国の核開発の誘因になるといふ懸念を表明する講演を行った⁽¹⁴⁾。

(2) 引き金としての樋口レポート

米国側の不安をさらに惹起し、行動を引き起こしたのは、日本側の不安の象徴でもある樋口レポートであった。樋口レポートの「日本の安全保障政策と防衛力についての基本的考え方」という章で、「日米安全保障協力関係の機能充実」よりも前に「多角的安全保障協力」が書かれていた。この文章構成に対して、米国は日本が多国間安保を重視して二国間安保を無視するのではないかという「日本の米国離れ」への警戒感が出てきた⁽¹⁵⁾。すると、グリーン（Michael Green）防衛分析研究所研究員とクロニン（Patrick Cronin）国家戦略研究所主任研究員はこのレポートを問題視し来日して、帰国後、日本が日米同盟という二国間の関係から多国間安全保障の方に流れていってしまうと警告した⁽¹⁶⁾。これに対処する方策として、「日本に……米国とのパートナーシップのもと、より積極的な役割を果たしてもらいたい」との提言がなされた⁽¹⁸⁾。

国防大学内の議論にとどまらず、当時国防次官補に就任したばかりのナイ（Joseph Nye, Jr.）も懸念を持つようになっていた⁽¹⁹⁾。樋口レポート公表の原因は、上述の背景である日本の独立性への追求のほか、直接的な原因は日本が米国のアジア離れに対する懸念であると、米国政府の内部が理解していた⁽²⁰⁾。こういう日本側の懸念を意識しながら、ナイは同盟再定義へのイニシアティブを行った⁽²¹⁾。国防総省は一九九五年二月二七日に「東アジア太平洋地域におけるアメリカの安全保障戦略（EASR）」（以下、東アジア戦略報告）を公表した。同報告の中で、「米国が……安定のために目に見える部隊を提供しなければ……不安な国は軍備を増強するだろう。軍拡競争は、恐怖と不安定さを助長する可能

性がある」というように米軍の東アジアにおけるプレゼンスの重要性を提示しつつ、「特に日本に対するコミットメントが……安全感を高め、核兵器能力を構築しようとする試みを未然に防ぐことにつながる」と、米国のコミットメントが曖昧のままに続ければ、日本が核開発する可能性について特別に注意喚起をした。⁽¹⁵²⁾

そのために、東アジアにおける米国のコミットメントと米軍兵力の一〇万人態勢の維持を謳った。⁽¹⁵³⁾そして、「約一〇万人の要員」という具体的な数字を挙げて軍事計画を硬直化させることや、東アジア戦略報告の中にある東アジアでの前方展開と米国の利益との関係性の説明を通じて、米国のコミットメントの信頼性を高めようとした。⁽¹⁵⁴⁾

3 反軍主義

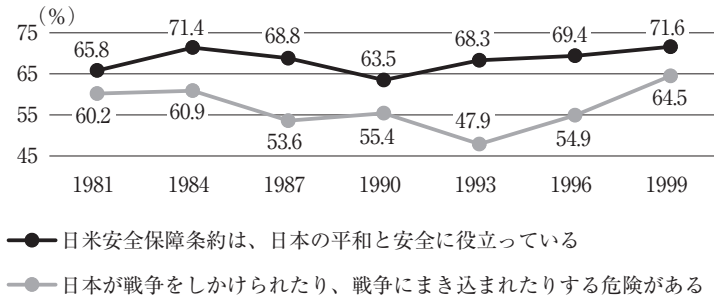
一九九〇年代の日本社会における反軍主義は基本的に低調であった。以下は世論調査で反映された一般民衆の認識と社会党の動向から分析する。

(1) 世論調査

内閣府による「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」によれば、一九八九年の米ソ首脳による冷戦終結の宣言や一九九一年のソ連崩壊の影響で、日本国内で「日本が戦争をしかけられたり、戦争にまき込まれたりする危険がある」という危機意識が下がっていた。一九九四年の朝鮮危機が再度世論に危機意識を喚起し、「日米安全保障条約は、日本の平和と安全に役立っていると思いますか」という質問に対して、「役立っている」あるいは「どちらかといえば役立っている」と回答する比率が高い水準に戻っていた（図5参照）。

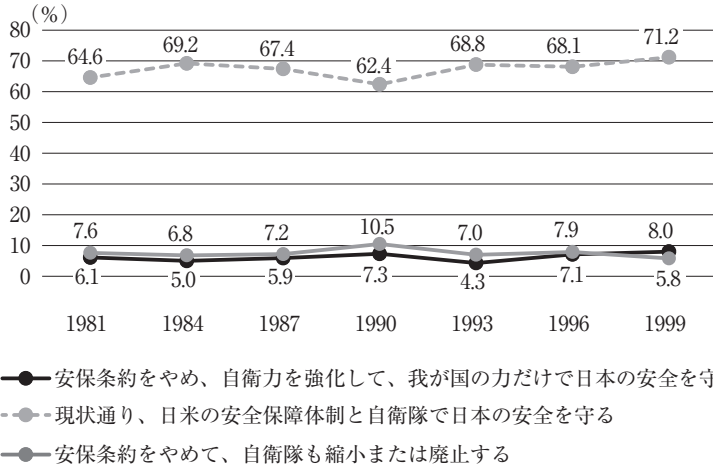
関連することに、日本の安全を守るための方法への見方について、一九九〇年に「現状どおり、日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」を選ぶ人が少し減少し、ほかの選択肢を選ぶ人がやや増えたが、大きな趨勢は変わらなかった。事実、一九九〇年を含む一九九〇年代全体の日米安保体制を認める比率は一九八〇年代全体の水準を僅かに上回った（図6参照）⁽¹⁵⁵⁾。

図5 日米安保や戦争可能性に対する認識（1980年代～1990年代）



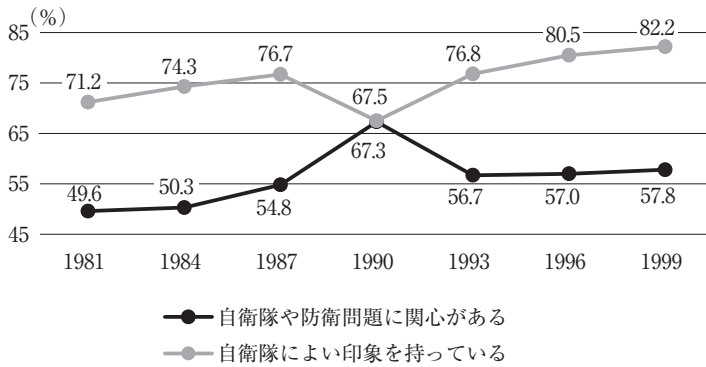
出所：内閣府による世論調査における「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を基に筆者作成。

図6 日本の安全を守るための方法（1980年代～1990年代）



出所：内閣府による世論調査における「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を基に筆者作成。

図7 防衛感情（1980年代～1990年代）



出所：内閣府による世論調査における「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を基に筆者作成。

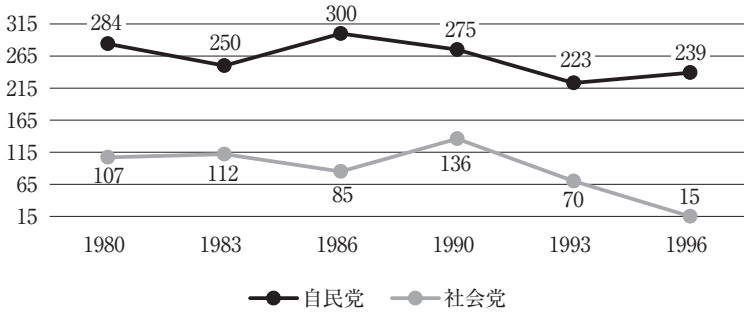
防衛感情について、依然として一九九〇年が異例となり、同年に自衛隊や防衛問題に関心を持つようになった人が増えたと同時に、自衛隊によい印象を持っている人が減った。当時において冷戦終結が日本防衛のあり方にかんがりの衝撃と混乱をもたらしたことが分かる。後述の社会党による日米安保と自衛隊への承認などの動きで、日本防衛が元々の軌道に戻り、防衛問題を心配する人数が減り、代わりに自衛隊によい印象を持っている人が増えていって、一九八〇年代よりも高い水準に達した（図7参照）。

(2) 社会党の動向

他方、一九九〇年に社会党の人气が一旦回復し、国会に一三六議席を占めていたが、同期の自民党は依然として国会の過半数を握っていた。その後、社会党は急速に国民の支持を失いつつあり、一九九六年にわずか一五議席しか保有していなかった。全体的に言うと、一九九〇年代は社会党の失墜の時代ともいえよう⁽¹⁶⁾（図8参照）。

この中で、特筆すべきは、この時期における社会党の防衛認識の变化である。一九九三年六月一八日の宮沢内閣不信任案を契機に、日本新党の細川護熙が首相とする八党派連立政権が成立し、いわゆる「五年体制」が崩壊した。後継の羽田孜内閣や自社さ連立の村山内閣を加えて、上述の政権の中に社会党は参加しており、特に村山内閣の首

図8 自民党と社会党の衆議院議席の推移（1980年代～1990年代）



出所：国立国会図書館調査及び立法考査局による「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」を基に筆者作成。

相村山富市は社会党委員長であった。

しかし、政権に参画するために、社会党は細川内閣成立の前に、妥協して一九九三年七月二九日の「連立政権樹立に関する合意事項」で「日米関係の基軸としての日米安全保障条約を継承する」ことを確認した。⁽¹⁶⁾そして、政権運営が深まるにつれ、社会党は日米同盟を不可欠に、自衛隊を合憲と認識し、「政策大転換」をした。村山首相は政権発足から二〇日後に衆議院本会議で以下のことを宣言した。「日米安保体制は、国際社会における広範な日米協力関係の政治的基盤」であり、「自衛隊は、憲法の認めるものである」。⁽¹⁸⁾

こうして、日米安保体制や自衛隊に反対してきた国会第二党の社会党は、一九八〇年代の自衛隊「違憲・法的存在」論を経て、一九九〇年代にその「非武装中立」の党是を徹底的に放棄した。⁽¹⁹⁾皮肉なことに、社会党は政権の座を手に入れることによって「五五年体制」に終止符を打つたと同時に、保守対立のイデオロギー論争も終焉を迎え、かつて最大の反軍主義の政治代弁者はやがて自分の存在意義を失っていった。

にもかかわらず、一九九〇年代に日本国内の反軍主義が低水準にもかかわらず存在していた。平和主義者は依然として日本の防衛組織に不信感を持っていた。⁽²⁰⁾例えば、社会主義者と共産主義者の反対で、湾岸戦争に自衛隊を派遣することが国会で大きな困難に遭遇した。⁽²¹⁾そして、日本

人は第二次世界大戦の教訓を受けて、もう二度と武力行使に伴う活動に関わらないことを決めた (decided not to be involved in any activities of force) のを理由として、非軍事的な協力に検討する余地があるが、日本が戦闘員を派遣することができないことを海部首相はブッシュ大統領に説明した。⁽¹⁰⁾

(四) 総合的考察

本節では、一九九〇年代における日米同盟の制度化の進展とその影響要因との関係を総合的に考察する。まず、当該期の同盟の公式性面および軍事協力面での進展を総合的に分析する。そして、この時代における日米両政府間の相互不安が軍事協力の進展に与えた影響や、そのアプローチの一貫性を文脈的に分析する。

1 制度化に関する分析

一九九〇年代における日米同盟の制度化は主に同盟の公式性と軍事協力という二つの側面から推進されていた。米国のグローバルな撤退や湾岸戦争と朝鮮危機において米国による批判を背景に、米国が引き続いて守ってくれるかという日本側の疑念や、日本が二国間の日米安保体制よりも多国間安保を重視することや、北朝鮮による核脅威に対処するための核開発への米国の懸念といった相互不安は、SCCの格上げやミニSSCの新設、および日米安全保障共同宣言などの同盟関係の公開や確認の原動力であり、ACSAの締結やTMDに関する共同研究、防衛費負担分担の拡大などの防衛協力の深化、および〇七大綱や新ガイドラインによる日米防衛協力の範囲拡大を促進した。そして、抑制要因の反軍主義が低減傾向にあったことは上述した進展の実現を可能にしたのである。

冷戦の終焉がもたらす「平和の配当」への期待は日米両国に「敵がいらないのになぜ同盟が必要なのか」という疑問を投げた。一九九〇年代の湾岸戦争や朝鮮危機によって、日米同盟の軍事機能の欠陥が暴露され、同盟崩壊の恐れがあった。このような状況で、最も肝心なのは一〇万人規模の米軍プレゼンスの維持を約束し、共同宣言で米国の対日

防衛コミットメントを再確認した。こうして、日米両政府は同盟の再定義を通じて、いわゆる「同盟の漂流」を回避した。

このように、経済摩擦を配慮しつつ安全保障上の相互依存性を強化していた日米同盟は、ソ連による脅威が不在となった一九九〇年代において、「誰と戦うか (who you will fight against)」から「誰を支持するか (who you will stand with)」への目標転換⁽⁶⁾に成功していた。

2 諸要因に関する分析

一九九〇年代の日米同盟が直面する課題は一九八〇年代の日本の防衛負担分担と自立化する恐れのアジアから、両国間に顕在化しつつあった経済問題と日本自立化のジレンマへと転化していた。日本の自立化を防ぐために、本章で論じられた軍事協力を通じて不可分の日米同盟のコミットメントを強化するという方策は、従来米国がとってきた政策と同じアプローチだと言える。

まず、この相互不安はミサイル防衛に関する日米協力や周辺事態を対象とする軍事協力を促進した。もともと一九九〇年代に米国は双方向の技術交流および自衛隊と米軍との相互運用性の向上を非常に重視しており、朝鮮危機がそれを加速させた。一九八〇年代から重視されてきた技術協力はこの時代により本格化していった。結果として、TMDに関する共同研究は二〇〇三年におけるミサイル防衛システムの日本導入の基礎となっていた。

そして、朝鮮危機がもたらすもう一つの大きな影響は、防衛大綱の見直しに周辺事態が取り入れられたことである。以前から米国側は朝鮮有事の時における日米防衛協力を要請していたが、日本政府は憲法上の問題で認めてこなかった。冷戦終結を契機として、日米同盟が崩壊してしまう危機に直面する状況で、日本側はやっと周辺事態対処の同盟責任を受容した。これは新ガイドラインの検討の第一歩となり、後の限定的な集団的自衛権の行使容認の嚆矢ともなっている。

最後に、一九九〇年代において同盟の公式性と軍事協力の両方が大幅に進展する要因として、反軍主義のさらなる低下およびその代表的な政党の方針転換が挙げられる。日本社会での反軍主義の低調に伴い、反自衛隊・反日米安保の旗を降ろした社会党が主導する村山政権は日米同盟の再定義に画期的な〇七大綱を作り出し、自衛隊を認めたとどまらず、日米同盟のためにその運用範囲を拡大した。

おわりに

以上の論述から、一九八〇年代から一九九〇年代にかけての日米同盟の制度化が主に日米両政府間の相互不安によって引き起こされ、もはや日本国内の反軍主義には強く影響されていないことは解明された。一方で、この二つの時代における日米同盟の制度化の進展とその要因を比較すれば、同盟の公式性と軍事協力の両方で急速に進んでいた一九九〇年代は軍事協力で緩やかに進んでいた一九八〇年代と比べて、その日米間の相互不安がはるかに深刻であったことは明白である。このように、相互不安の程度の増減が日米同盟の制度化に与える影響も明らかとなった。他方、第二次世界大戦の記憶が徐々に遠くなるにつれ、吉田が提示していた反軍主義という要因の影響力は一九八〇年代以降どんどん小さくなっていった、というのが本稿の結論である。

本稿で提示された相互不安と反軍主義が同盟の制度化に与える影響は、日米同盟以外の同盟へ一般化することが難しい。まず、一般的に言うところ、国際協力は信頼関係を基礎とするもので、相互不安はこの信頼感を損なうものである。日米同盟における相互不安の促進効果は、戦後の米国による日本占領をはじめとした日米間特有の国力や軍事力の非対称性に由来すると推察する。そして、戦後の日本に高揚した反戦・反軍主義は「平和憲法」の源であり、このような思潮が同盟の制度化に対する影響も日本の場合に限定されるのだろう。

最後に、本稿の分析結果が現代の日米同盟に示唆していることを指摘しておきたい。冷戦後の「歴史の終わり」⁽¹⁶⁾から僅か三〇年後の今、中国の経済力・軍事力が急成長するにつれ、権威主義が台頭し既存の国際秩序を変更しようとし、イデオロギーの対立が顕著になってきた。こうした国際情勢は一九八〇年代に若干似ているのではないか。バイデン（Joseph Biden, Jr.）大統領はレーガン大統領のように戦略的相手に対抗するために同盟国の結束を図っている。

しかし、現在の状況は一九八〇年代とはまた違うところがある。まず、当時の米国は極東よりも欧州を重視していたが、今の米国は中国との戦略的競争を重視する姿勢を明確化し、中国に長期的に対抗するためにインド太平洋における軍事プレゼンスを最重視する姿勢が表明された。⁽¹⁶⁾ 現在の日米同盟が直面するのは、新たな歴史的な機会であり、挑戦でもある。二〇二一年一月二日の日米首脳会談で、一〇月に就任した岸田文雄首相とバイデン大統領は「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために日米同盟の更なる強化方針を確認したように、東アジアの情勢がさらに緊張すると、地域における日本の軍事的貢献がもつと望ましくなるだろう。これをきっかけに、日本の防衛力がさらに伸びて、集団的自衛権に関する規定がさらに緩和されることは必要である。

他方、今の世界が二極構造ではなくなり、日米間の結束は新たな挑戦に直面している。スナイダー（Glen Snyder）のネオリアリスト同盟論によると、二極構造での同盟国の持つ選択肢が限られているので、同盟管理が容易である。⁽¹⁶⁾ こうした構造で、同盟国が感じる見捨てられる不安は比較的少ないので、一九八〇年代における日米同盟の制度化が緩やかに進んだにもかかわらず、日米同盟は崩壊に至らなかった。だが、もし今度日本はまた集団自衛権の行使に法制上の問題が起こり、米軍との連携が上手くとれない、つまり一九九〇年代における湾岸戦争や朝鮮危機の失敗を繰り返すなら、日米同盟はもつと危うくなるに違いない。

また、今にも「新冷戦」のような言説が現れたが、一九八〇年代の新冷戦期とは構造的な相違が存在する。当時における東西陣営の間のかかわりが限定されたが、経済的相互依存関係がもはやネットワークとなっている現在、あの

ような大国間の分断と衝突は果たして可能だろうか。「世界の工場」と呼ばれる中国は、グローバル経済という巨大なネットワークで重要なノットとなっており、その技術力も向上させようとしている。この中で、二〇〇七年から日本の貿易相手国一位となってきた中国は、自分が経済的相互依存の網に重要なノットを持つことを利用し、日本に対して強制外交を行うことができる⁽¹⁷⁾。その時、民主国家である日本は民生などの利益を犠牲にするか、米国の政策傾向に乖離するかというジレンマに陥りかねない。これも以前の時代になかった新たな挑戦とは言えよう。

時代の変わりが国際関係に大きな変化をもたらす。一九五〇年代から一九七〇年代にかけて重要であった反軍主義規範が一九八〇—一九〇年代においてその重要性を失っているように、二〇〇〇年代以降の日米同盟を説明するために、相互不安は依然として有効なのか、それ以外の要因が現れるかを引き続き解明していく必要がある。これを今後の研究課題としたい。

- (1) 外務省「日米共同ビジョン声明」二〇一五年四月二十八日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/nal/us/page3_001203.html 二〇二二年一月二十八日アクセス。
- (2) 防衛省編『防衛白書（令和三年版）』二〇二二年八月三十一日、二六三頁、https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2021/pdf/wp2021 JP_Full_01.pdf 二〇二二年一月二十八日アクセス。
- (3) 『防衛白書（令和三年版）』二六四—二六八頁。
- (4) 例えば、衆議院「日米同盟の歴史的認識と法的根拠に関する質問主意書」二〇一七年二月六日、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a19590.htm 二〇二二年一月二十八日アクセス。
- (5) 西原正、土山實男監修『日米同盟再考——知っておきたい一〇〇の論点』亜紀書房、二〇一〇年、八六頁。
- (6) 外務省「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」二〇二二年四月一六日、一頁、<https://www.mofa.go.jp/files/100181507.pdf> 二〇二二年一月二十八日アクセス。
- (7) 吉田真吾『日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、二〇一二年。

- (8) 土山實男「日米同盟の国際政治理論——リアリズム・リベラル制度論・コンストラクティヴィズム」『国際政治』第一九七巻第一一五号、一九九七年五月、一六一—一七九頁。
- (9) Jennifer M. Lind, "Pacifism or Passing the Buck? Testing Theories of Japanese Security Policy," *International Security* 29, no. 1 (Summer 2004): 92-121.
- (10) James D. Morrow, "Alliances: Why Write Them Down?" *Annual Review of Political Science* 3 (June 2000): 63-83.
- (11) 同右、八一—三頁。
- (12) 同右、一三一—四頁。
- (13) 同右、二九〇—二九三頁。
- (14) 同右、四一五頁。 Brett A. Leeds and Sezi Anac, "Alliance Institutionalization and Alliance Performance," *International Interactions* 31, no. 3 (July 2005): 183-202.
- (15) 吉田「日米同盟の制度化」一三頁。
- (16) 同右、九頁。
- (17) Thomas U. Berger, "From Sword to Chrysanthemum: Japan's Culture of Anti-militarism," *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 119-150. Sun-Ki Chai, "Entrenching the Yoshida Doctrine: Three Techniques for Institutionalization," *International Organization* 51, no. 3 (Summer 1997): 389-412. Peter J. Katzenstein and Nobuo Okawara, "Japan's National Security: Structures, Norms, and Policies," *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 84-118.
- (18) Akiyoshi Miyashita, "Where Do Norms Come From? Foundation of Japan's Postwar Pacifism," *International Relations of the Asia-Pacific* 7, no. 1 (January 2007): 99-120.
- (19) 防衛庁編「第一部第二章 我が国周辺の軍事情勢」『防衛白書（昭和六三年版）』大蔵省印刷局、一九八八年；防衛庁編「第一部第二章 我が国周辺の軍事情勢」『防衛白書（平成元年版）』大蔵省印刷局、一九八九年。
- (20) 道下徳成「自衛隊のシー・パワーの発展と意義」石津朋之ほか編『シー・パワー——その理論と実践』芙蓉書房出版、二〇〇八年、一四五頁。
- (21) 防衛庁編「第一部第二章 概観」『防衛白書（昭和五六年版）』大蔵省印刷局、一九八一年。
- (22) 中曾根康弘「第一〇三回国会（臨時会）における所信表明演説」データベース「世界と日本」一九八五年一〇月一四日。

- <https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/pm/19851014SWJ.html> 二〇一一年一〇月一九日アクセス。
- (23) “NSSD-6: United States-Japan Relations.” Secret Report, July 20, 1982, National Security Archive, *Japan and the U.S., 1977-1992* [hereafter *JUS 77-92*], JA01004, 1.
- (24) 大矢根聡「日米関係の諸断面」『日本経済新聞』一九九〇年三月六日。
- (25) JA01004, 5.
- (26) “Growing Entanglement of U.S.-Japan Trade and Defense Issues,” Confidential Information Memorandum, July 26, 1985, *JUS 77-92*, JA01276, 2.
- (27) Francis X. Clines, “Japan-U.S. Talks Termed ‘Fruitful’,” *New York Times*, January 19, 1983.
- (28) 首相官邸「昭和六一年度から昭和六五年度までを対象とする中期防衛力整備計画（一九八六年～一九九〇年）」一九八五年九月一八日、<https://www.kantei.go.jp/singi/anzenshosyoutkaigi/61chukukibou.pdf> 二〇一一年一月二六日アクセス。
- (29) 防衛庁編『防衛白書（平成三年版）』大蔵省印刷局、一九九一年、三〇三頁。
- (30) 中曾根康弘『天地有情——五〇年の戦後政治を語る』文藝春秋、一九九六年、四三九—四四〇頁。
- (31) 防衛省「昭和五八年度から昭和六二年度までを対象とする中期業務見積もり」一九八二年七月二三日、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1982/w1982_9114.html 二〇一一年一月二六日アクセス。
- (32) 大賀良平『シーレーンの秘密——米ソ戦略のはざま』潮文社、一九八三年、九〇頁。
- (33) 道下徳成「自衛隊のエア・パワーの発展と意義」石津朋之ほか編『エア・パワー——その理論と実践』芙蓉書房出版、二〇〇五年、一九五頁。
- (34) 「日米安保」『朝日新聞』一九九六年九月二日；「日米安保」『朝日新聞』一九九六年九月二六日；「日米安保」『朝日新聞』一九九六年九月一五—一七日、二二日。
- (35) 海上自衛隊五〇年史編さん委員会編『海上自衛隊五〇年史』防衛庁海上幕僚監部、二〇〇三年、一四一—一四三頁。
- (36) 「藤井一夫氏インタビュー」一九九七年四月一六日、一九頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/fuji.pdf> 二〇一一年一月一九日アクセス。
- (37) 『海上自衛隊五〇年史』二七七頁。
- (38) 防衛省防衛研究所戦史部編『佐久間一オーラル・ヒストリー——元統合幕僚会議議長（上巻）』防衛省防衛研究所、二〇〇

- 七年、二二二—二二二頁。
- (39) 鮎田英一「シー・パワーと日米防衛協力——日米同盟から見た日本の海上防衛力」石津朋之ほか編『エア・パワー——その理論と実践』芙蓉書房出版、二〇〇五年、二九六頁。
- (40) 外務省「日米地位協定——第二十四条」一九六〇年一月一九日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/24.pdf>。二〇二一年一月二六日アクセス。
- (41) 櫻川明巧「日米地位協定の運用と変容」本間浩ほか編『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版、二〇〇三年、一七—一八頁。
- (42) 「第九一回国会衆議院内閣委員会議録第五号」一九八〇年三月二五日、一六頁、<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/disppdf?mind=109104889X00519800325#page=16>。二〇二一年一月二六日アクセス。
- (43) 櫻川「日米地位協定の運用と変容」二三—二五頁。
- (44) 久保田ゆかり、佐藤丙午「日米防衛装備・技術協力」竹内俊隆編『日米同盟論——歴史・機能・周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房、二〇一一年、二二—二八頁。
- (45) 久保田、佐藤「日米防衛装備・技術協力」二三—二四頁。
- (46) 外務省「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」一九八三年一月八日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/treaty/pdfs/A-S58-1707.pdf>。二〇二一年一月二六日アクセス。
- (47) Clyde Haberman, "U.S. to Get Japanese Arms Technology," *New York Times*, November 8, 1983.
- (48) 久保田、佐藤「日米防衛装備・技術協力」二二—二六頁。
- (49) "Presenting the Strategic Defense Initiative," Secret National Security Decision Directive, May 30, 1985, National Security Archive, *Presidential Directives* [hereafter *PD*], PD01854, 1, 14.
- (50) "Fact Sheet: Japanese Participation in SDI," Secret Briefing Paper, March 15, 1987, *JUS 77-92, JA01365, 1*.
- (51) 桃井真「国際安全保障への積極的参加」世界平和研究所編『中曽根内閣史——理念と政策』丸ノ内出版、一九九五年、二四二—二四三頁。
- (52) 金田秀昭ほか『日本のミサイル防衛』日本国際問題研究所、二〇〇六年、八八頁。

- (53) 久保田、佐藤「日米防衛装備・技術協力」二三〇—二三一頁。
- (54) 外務省「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく次期支援戦闘機システムの共同開発に関する交換公文」一九八八年一月二十九日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2971.pdf> 二〇二一年一月二十六日アクセス。
- (55) “Modifications in U.S. National Strategy.” Secret Presidential Directive, January 15, 1981. *PD*, PD01531. 2.
- (56) 「夏目晴雄氏インタビュー」一九九六年六月一日、一七頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/natsume.pdf> 二〇二一年一月十九日アクセス。
- (57) “Deputy Secretary Carlucci’s Visit to Japan.” Confidential Cable, October 2, 1981, National Security Archive, *Japan and the US, Part III, 1961-2000* [hereafter *JUS 61-00*], JT00362. 1; “DOD Assistant Secy. Armitage’s Meeting with JDA Director General Kurihara.” Confidential Cable, February 2, 1984, *JUS 61-00*, JT00472. 1.
- (58) “Japan: Goals and Objectives.” Secret Cable, August 21, 1986, *JUS 61-00*, JT00580; “Summary of Richard V. Allen’s Meeting with Minister of State for Defense and Director General, Japan Defense Agency, Joji Omura.” Confidential Memorandum of Conversation, June 30, 1981, *JUS 61-00*, JT00349. 2-3.
- (59) “The Security Dialogue: An Update.” Classification Unknown Background Paper, November 1986, *JUS 61-00*, JT00585. 1.
- (60) “Secretary Weinberger’s Visit to Japan.” Secret Cable, March 28, 1982, *JUS 61-00*, JT00380. 2.
- (61) Henry S. Stokes, “Japanese Cabinet Approves Budget Increasing Arms Outlay 6.5%,” *New York Times*, December 31, 1982.
- (62) “Your Meeting with Japan’s Foreign Minister - Defense Aspects.” Secret Memorandum, September 29, 1982, *JUS 61-00*, JT00399.
- (63) “Policy toward Japan.” Top Secret National Security Decision Memorandum, May 28, 1969, National Security Archive, *Presidential Directives, Part II* [hereafter *PD II*], PR00079.
- (64) “National Security Decision Directive on United States-Japan Relations.” Top Secret National Security Decision Directive, October 25, 1982, *PD*, PD01678. 1.
- (65) 久保田、佐藤「日米防衛装備・技術協力」二二七頁。
- (66) 「日本は千カイリ防衛で十分 米国防次官補、過大な対日要求批判」『朝日新聞』一九八八年二月二六日。

- (67) 「宝珠山昇氏インタビュー」一九九六年四月一九日、二〇頁 <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/hoshuyama.pdf> 二〇二一年一〇月一九日アクセス。
- (68) 「栗原祐幸氏インタビュー」一九九六年二月二日、五一―六頁 <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/kuriharapdf> 二〇二一年一〇月一九日アクセス。
- (69) Jennifer M. Lind, "Pacifism or Passing the Buck? Testing Theories of Japanese Security Policy," *International Security* 29, no. 1 (Summer 2004): 107-109.
- (70) 「栗原祐幸氏インタビュー」五頁。
- (71) JA01004_5.
- (72) "SECDEF Discussions with Japanese MOD Koichi Kato," Secret Cable, June 11, 1985, *JUS 61-00*, JT00552. 3.
- (73) "Japanese Views on INF Position," Secret Cable, March 19, 1983, *JUS 61-00*, JT00439.
- (74) "Separate Meetings with Japanese Foreign Ministry on INF," Secret Cable, March 19, 1983, *JUS 61-00*, JT00432. 2.
- (75) 内閣府「世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/y/index.html#nendobetsu2> 二〇二一年一〇月二五日アクセス。
- (76) 一九七二年の世論調査にこの質問がなかった。ほかの年度における具体的な結果は、一九七五年四三・六%、一九七八年四三・八%、一九八一年六〇・二%、一九八四年六〇・九%、一九八七年五三・六%である。
- (77) 日本社会党外交防衛政策委員会（国際局外交委員会）「非武装・平和中立への道」一九六八年二月二八日、http://roundusyaundou.que.jp/syakaitou_065.htm 二〇二一年一〇月二五日アクセス。
- (78) 原彬久「戦後史のなかの日本社会党——その理想主義とは何であったのか」中央公論新社、二〇〇〇年、二〇八―二一〇頁、三一―三二〇頁。
- (79) 間柴泰治、柳瀬晶子「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」『レファレンス』第五五巻第四号、二〇〇五年四月、七〇―八一頁。
- (80) 外務省「鈴木総理大臣とレーガン＝アメリカ合衆国大統領との共同声明」一九八二年九月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1982/s7shiryou-403.htm> 二〇二一年九月一八日アクセス。
- (81) 「鈴木首相訪米、共同声明における『同盟関係』についての参議院での質疑」細谷千博、石井修編『日米関係資料集一九四五―一九七』東京大学出版会、一九九九年、一〇二―一〇四頁。

- (82) 「浅尾新一郎氏インタビュー」一九九六年三月一〇日、七頁 <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/asao.pdf> 二〇二一年一〇月一九日アクセス。
- (83) “Summary of Richard V. Allen’s Meeting with Minister of State for Defense and Director General, Japan Defense Agency, Joji Omura.” Confidential Memorandum of Conversation, June 30, 1981, *JUS 61-00*, JT00349, 2.
- (84) “Japan’s Defense Efforts - Action Memorandum,” Secret Memorandum, May 2, 1983, *JUS 61-00*, JT00442, 2.
- (85) 吉田「日米同盟の制度化」二二七—二三八頁。
- (86) 富田佳那「日米『同盟』言説の出現——日米防衛協力のための指針の影響、一九七五—一九八二年」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五九号、二〇一九年、一〇一—一五三頁。
- (87) James A. Baker III, “Secretary of State Baker’s Address on ‘A New Pacific Partnership,’” *The World and Japan Database*, August 1989, <https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUUS/19890626/SZE.html> (accessed October 19, 2021).
- (88) Arthur M. Schlesinger, Jr., “Back to the Womb? Isolationism’s Renewed Threat,” *Foreign Affairs* 74, no. 4 (July-August 1995): 5.
- (89) “April 28 Dinner with Japanese MOFA North American DG Takano,” Confidential Cable, April 30, 1998, *JUS 61-00*, JT00894, 5.
- (90) 「米国で国家経済会議が発足」『世界週報』第七四卷第七号、一九九三年二月、七四頁。
- (91) 宮里政玄「対外政策の決定過程」有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史——対外意識と対外政策の変遷（新版）』有斐閣、一九九八年、二二四—二二六頁。
- (92) “Pentagon Drafts Strategy for Post-Cold War World,” *New York Times*, August 2, 1990.
- (93) 栗山尚一『日米同盟——漂流からの脱却』日本経済新聞社、一九九七年、七五頁。
- (94) 「宮沢首相とクリントン米大統領の新聞発表の全文」『読売新聞』一九九三年四月一八日。
- (95) 「米が要求する市場開放目標明示方式」『読売新聞』一九九三年四月一八日。
- (96) 「市場開放なお努力」『朝日新聞』一九九四年二月一三日。
- (97) 「貿易戦争もあり得る」『朝日新聞』一九九四年二月一五日（夕刊）。
- (98) 「対応遅れ一層苦境に」『朝日新聞』一九九四年三月五日。“Risking a Trade War,” *New York Times*, March 5, 1994.

- (99) “SECDEF Meeting with Japanese Foreign Minister Watanabe.” Secret Memorandum, February 10, 1993, *JUS 61-00*, JT00845_2.
- (100) 秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった——安保再定義の舞台裏』亜紀書房、二〇〇二年、四四頁。
- (101) Chalmers A. Johnson and E. B. Keehn, “The Pentagon’s Ossified Strategy,” *Foreign Affairs* 74, no. 4 (July-August 1995): 103-114.
- (102) Samuel P. Huntington, “Why International Privacy Matters,” *International Security* 17, no. 4 (Spring 1993): 68-83.
- (103) “Secretary of Defense Cheney’s Visit to Japan: Setting the Stage,” Secret Cable, February 15, 1990, *JUS 61-00*, JT00750_2.
- (104) ショセフ・ナイ『不滅の大国アメリカ』久保伸太郎訳、読売新聞社、一九九〇年、一六九頁。
- (105) 「安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡」テータベース「世界と日本」一九六〇年一月一九日、<https://worldipn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19600119O2j.html>。二〇二一年一月二四日アクセス。
- (106) “Security Consultative Committee,” Secret Background Paper, September 22, 1990, *JUS 61-00*, JT00769.
- (107) 秋山『日米の戦略対話が始まった』二四四頁。
- (108) 『北朝鮮ミサイル』日米共同研究『読売新聞』一九九三年九月二二日。
- (109) 外務省「日米安全保障共同宣言——二二世紀に向けての同盟（仮訳）」一九九六年四月一七日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html>。二〇二一年一月三日アクセス。
- (110) Joseph S. Nye, Jr., “Coping with Japan,” *Foreign Policy* 89 (Winter 1992-93): 100-102, 115.
- (111) 柴田晃芳『冷戦後日本の防衛政策——日米同盟深化の起源』北海道大学出版会、二〇一一年、一五八頁。
- (112) 小椋康弘『同盟に關しての理論的考察——ポスト冷戦時代の日本の同盟政策』『新防衛論集』第二八巻第一号、二〇〇〇年六月、七五頁。
- (113) 柴田『冷戦後日本の防衛政策』一五七—一五八頁。
- (114) 川上高司、神保謙『弾道ミサイル防衛と日米同盟——日米共同研究の政策過程と今後の展望』森本敏編『ミサイル防衛——新しい国際安全保障の構図』日本国際問題研究所、二〇〇二年、二六六—二六七頁。
- (115) Department of Defense, “Report to Congress on Theater Missile Defense Architecture Options for the Asia-Pacific Region,” May 4, 1999, 6, <http://www.taiwandc.org/dod-tmd.pdf> (accessed November 19, 2021).

- (116) 金田ほか『日本のミサイル防衛』八九頁。
- (117) 「米戦域ミサイル防衛構想」『読売新聞』一九九七年六月一日(夕刊)。
- (118) 「日本は安全か」第二部テポドンの波紋(二)『読売新聞』一九九八年二月九日。
- (119) 櫻川「日米地位協定の運用と変容」二六—二七頁。
- (120) 防衛省「日米防衛協力のための指針」一九九七年九月、<https://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sim/sim.html> 二〇二二年九月一九日アクセス。
- (121) 首相官邸「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」一九九五年一月二八日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampoboue/sankou/951128aikou.html> 二〇二二年一月一九日アクセス。
- (122) 「日米防衛協力のための指針」。
- (123) 防衛庁編「第四章 日米安全保障体制に関する諸施策」『防衛白書(平成二二年版)』大蔵省印刷局、一九九九年。
- (124) 衆議院「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」一九九九年五月二八日、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_houseinfo/html/house/h145060.htm 二〇二二年一月一九日アクセス。
- (125) JT00845. 2
- (126) 柴田「冷戦後日本の防衛政策」八〇—八五頁、三三二頁。
- (127) “Meeting with Prime Minister Toshiki Kaifu of Japan.” Secret Memorandum of Conversation, September 29, 1990, *JUS 61-00*, JT00785. 4.
- (128) “Meeting with Taro Nakayama, Foreign Minister of Japan.” Confidential Memorandum of Conversation, January 14, 1991, *JUS 61-00*, JT00793. 1.
- (129) “GJI Contributions and Gulf Crisis.” Secret Cable, January 16, 1991, *JUS 77-92*, JA01688. 3.
- (130) “TELCON with Toshiki Kaifu, Prime Minister of Japan on September 13, 1990.” Confidential Memorandum of Telephone Conversation, September 13, 1990, *JUS 61-00*, JT00767. 2-3.
- (131) JT00793. 2. “The Gulf War: Impact on Japan and U.S.-Japan Relations.” Secret Cable, March 14, 1991, *JUS 77-92*, JA01680. 2. 4.
- (132) JA01680. 5.

- (13) “TELCON with Prime Minister Kaifu of Japan on August 29, 1990.” Secret Memorandum of Telephone Conversation, August 29, 1990. *JUS* 61-00, JT00762, 2.
- (134) 船橋洋一『同盟漂流』岩波書店、一九九七年、三二二頁。
- (135) 外岡秀俊、三浦俊章、本田優『日米同盟半世紀——安保と密約』朝日新聞社、二〇〇一年、四五六頁。
- (136) 秋山『日米の戦略対話が始まった』五〇頁；田中均『外交の力』日本経済新聞社、二〇〇九年、七〇頁。
- (137) 柴田『冷戦後日本の防衛政策』八〇—八一頁。
- (138) 渡邊昭夫『日米安全保障関係の新展開——国際問題』第四五六号、一九九八年三月、二四—二五頁。
- (139) 防衛問題懇談会『日本の安全保障と防衛力のあり方——二一世紀へ向けての展望』データベース「世界と日本」一九九四年八月二日、<https://world.jp.grips.ac.jp/documents/texts/JPSC/1994081201J.html>。二〇二一年一月二二日アクセス。
- (140) 「米への配慮優先」『朝日新聞』一九九五年一月三日。
- (141) 特に一九九〇年から一九九五年までの期間において、この比率は五二・五%から七二・六%に上った。The World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=JP-US> (accessed November 23, 2021).
- (142) JA01680, 2.
- (143) “One-on-One Meeting with Prime Minister Kaifu of Japan.” Confidential Memorandum of Conversation, April 4, 1991. *JUS* 61-00, JT00801, 4.
- (144) JA01680, 7.
- (145) 「北朝鮮の核計画、周辺国の核開発誘発を懸念」『朝日新聞』一九九四年五月五日；神谷万丈「海外における『日本核武装論』」『国際問題』第四二六号、一九九五年九月、六二—六七頁。
- (146) 「渡邊昭夫氏インタビュー」一九九八年二月五日、八一—九頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/awatanabe.pdf>。二〇二一年一月二七日アクセス；宮岡勲「軍事力を基盤とするソフト・パワー——ナイ・イニシアチブを事例として」『国際安全保障』第三九巻第四号、二〇二二年三月、五五頁。
- (147) 船橋『同盟漂流』二六五頁。
- (148) Michael J. Green and Patrick M. Cronin, “Redefining the U.S.-Japan Alliance: Tokyo’s National Defense Program.” Institute for National Strategic Studies of National Defense University, November 1994, <https://www.files.ethz.ch/isn/23487/>

- mchair31.pdf (accessed November 27, 2021).
- (149) 田中明彦『安全保障——戦後五〇年の模索』読売新聞社、一九九七年、三三三—三五頁。
- (150) “Security Subcommittee Meeting, 30 October - 1 November 1991.” Classification Unknown Briefing Book, November 1, 1991, *JUS 61-00*, JT00814, 4; JT00845, 2.
- (151) 村田晃嗣「日本の安全保障とアメリカ」赤根谷達雄、落合浩太郎編『日本の安全保障』有斐閣、二〇〇四年、二二七—三〇頁；秋山『日米の戦略対話が始まった』四四—五六頁。
- (152) Office of International Security Affairs of Department of Defense, “East Asia Strategy Report.” Nautilus Institute, February 27, 1995, <https://nautilus.org/napsnet/napsnet-special-reports/east-asia-strategy-report/?view=pdf> (accessed November 23, 2021).
- (153) 「在日米軍の規模維持」『朝日新聞』一九九六年二月八日；ウィリアム・J・ペリー『核なき世界を求めて——私の履歴書』春原剛訳、日本経済新聞出版社、二〇一一年、一一九—一二二頁。
- (154) 宮岡「軍事力を基盤とするソフト・パワー」五九頁。
- (155) 日米安保体制の支持率について、一九八〇年代全体は六七・一％で、一九九〇年代全体は六七・六％であった。
- (156) 間柴、柳瀬「主要政党の変遷と国会内勢力の推移」七〇—八一頁。
- (157) 日本社会党ほか「連立政権樹立に関する合意事項」新しい日本をつくる国民会議、一九九三年七月二九日、三三頁、http://www.sec.jp/pdf/19930729_1.pdf。二〇一一年一月二二日アクセス。
- (158) 「第一三〇回国会衆議院会議録第二号」一九九四年七月二〇日、五頁、<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=113005254X00219940720&page=5&spkNum=6¤t=1>。二〇一一年一月二五日アクセス。
- (159) Miyashita, “Where Do Norms Come From?” 113-115.
- (160) JA01680, 2.
- (161) “TECON with Toshiki Kaifu of Japan on January 25, 1991.” Secret Memorandum of Telephone Conversation, January 25, 1991, *JUS 61-00*, JT00795, 1.
- (162) “Meeting with Prime Minister Toshiki Kaifu of Japan.” Secret Memorandum of Conversation, November 14, 1990, *JUS 61-00*, JT00787, 2.

- (163) “Meeting with Prime Minister Toshiki Kishida of Japan.” Secret Memorandum of Conversation, September 29, 1990, *JUS* 61-00, JT00785, 3.
- (164) JT00814, 8.
- (165) Francis Fukuyama, “The End of History?” *National Interest*, no. 16 (Summer 1989): 3-18.
- (166) 『防衛白書（令和三年版）』一六頁。
- (167) 『日米首脳会談』『毎日新聞』二〇二一年一月三日。
- (168) Glenn H. Snyder, “Alliance Theory: A Neorealist First Cut,” *Journal of International Affairs* 44, no. 1 (Spring-Summer 1990): 103-123.
- (169) Glenn H. Snyder, “The Security Dilemma in Alliance Politics,” *World Politics* 36, no. 4 (July 1984): 461-495.
- (170) 財務省関税局「貿易相手国上位一〇カ国の推移（輸出入総額：年々ース）」二〇二一年二月一六日、二一三頁、<https://www.customs.go.jp/toukei/sui/html/data/y3.pdf>。二〇二一年二月一八日アクセス。
- (171) Henry Farrell and Abraham Newman, “Weaponized Interdependence: How Global Economic Networks Shape State Coercion,” *International Security* 44, no. 1 (Summer 2019): 42-79.

趙 上元（チヨウ ショウゲン）

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年
専攻領域 国際政治学